

文教委員会報告資料

令和8年8月20日

報告事項名

頁

(教育指導部)

(1) 東京都による校務システム共同調達の参画方針について……………	2
(2) 令和7年度情報モラルに関する調査結果報告について……………	5
(3) 令和8年第2回区議会定例会開会中文教委員会「学校ICTに関する調査」資料における数値の誤りについて	8
(4) 令和8年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果(学力部分)について ……	10
(5) 「足立区学力定着に関する総合調査」のC B T化について……………	15
(6) 令和8年度S S R (スモール・ステップ・ルーム) の新規開設について……	17
(7) 足立区いじめ防止基本方針改定(案)について……………	20

(学校運営部)

(8) 竹の塚中学校と湊江中学校の第1回統合地域協議会の結果等について……………	62
(9) 花畑地区の適正規模・適正配置実施計画案(第2版)の関係者説明の結果について ……	64
(10) 中川地区の適正規模・適正配置実施計画案(第2版)策定について……………	65

(子ども家庭部)

なし

(教 育 委 員 会)

文教委員会報告資料

令和8年8月20日

件名	東京都による校務システム共同調達の参画方針について				
所管部課名	教育指導部学校 ICT 推進課				
内 容	標記の件について、東京都より共同調達への区市町村の参画判断までのスケジュールが示されたため、以下のとおり報告する。				
	1 共同調達の概要と足立区の参画方針				
	(1) 対象のシステム等と足立区の参画方針				
		項目	参画	概要	区の方針
	1	クラウド型校務支援システム	原則必須	以下の一体的な管理システム ①成績処理や出欠管理 ②児童生徒情報の管理 ③教員の勤怠管理 ④ダッシュボード機能 (※) 等	令和11年度に予定している学校ネットワーク基盤更改に合わせて共同調達に参画する方向で検討を進める。
	2	セキュリティ関連ツール	任意	東京都が策定する、都内統一のより強固なセキュリティ対策基準に適合するセキュリティ関連ツールの調達	RFIの結果等を受けて共同調達参画の是非を判断する。
3	周辺ツール	任意	保護者連絡ツール等	現在導入している C4th Home&School が令和9年度末をもってサービス終了となる。学校と保護者の連絡手段を継続して確保するため、令和10年度当初の新サービス導入に向け、RFIの結果を受けて共同調達参画の是非を判断する。	
※ データの可視化・利活用を行うための機能。					
(2) 経緯					
国が「都道府県域での共同調達」を前提にクラウド型校務支援システム等の環境整備に係る補助事業を行うことを受け、都が令和7年度に校務支援システム等の共同調達方針を示した。					
(3) 目的					
校務支援システム等の共通化及びクラウド化により、教職員の働き方改革（異動に際する負担軽減等）、データ利活用、財政コスト削減などを実現すること。					

2 共同調達参画判断までの今後のスケジュール（予定）

日程	内容
令和8年7月末	東京都によるRFI（※）実施。
令和8年9月中旬	東京都より主に以下のRFI結果が共有される。 ① 区が独自に調達する場合と、共同調達により調達する場合の積算費用の比較 ② 機能要件に対する各システムの実現可能性 ③ ヘルプデスク運営や操作研修実施などのサポート内容
令和8年10月	共同調達への参画判断

※ システム事業者から機能や価格等の情報を収集し、実現可否やコストメリットを把握する調査。

3 共同調達全体スケジュール（令和8年3月文教委員会報告済み）

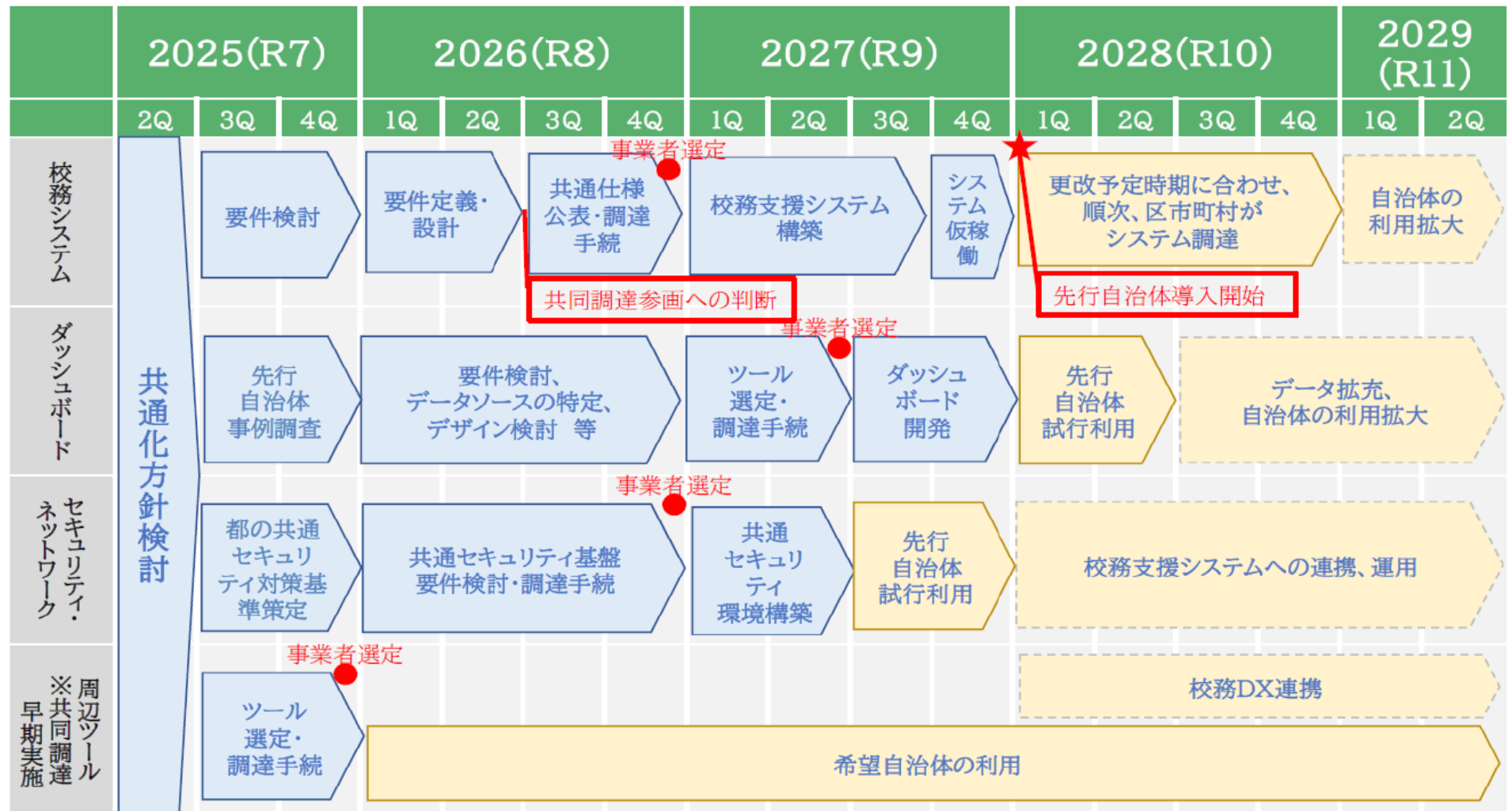
「P4 共通化方針案（東京都提供資料）」を参照のこと。

4 今後の方針

関係各課とRFI結果も含めた情報共有を図りながら、令和8年10月に参画の是非を判断する。

共通化方針(案)

導入スケジュール(予定)



※令和7年7月末時点の案で、今後変更の可能性あり

※ 当初「ダッシュボード」が対象システムとして独立していたが、校務支援システムの機能の一部として一体的に共同調達される方針に変更された。

また、周辺ツール（保護者連絡ツール等）は令和8年度利用開始分のみ早期に共同調達が実施され、墨田区と目黒区が参画した。現在は校務支援システムと同様のスケジュールとなっている。

文教委員会報告資料

令和8年8月20日

件 名	令和7年度情報モラルに関する調査結果報告について						
所管部課名	教育指導部学校 ICT 推進課						
内 容	令和7年度児童・生徒に実施した情報モラルに関する調査の結果について報告する。						
	1 調査結果		※ 90%を下回ったものは下線で表記				
		内容	R7 (前年比)	R7 内訳			
				1・2 年	3・4 年	5・6 年	中学生
	(1) 正しい Chromebook の使い方に関すること						
	①	学校や家庭のルールを守っている	95.8% (▲0.2)	94.9%	95.2%	95.1%	97.5%
	②	学習に関係ないことに Chromebook を使用しない	93.3% (1.0)	93.1%	92.7%	90.8%	96.0%
	③	学習に関係ないウェブサイトに Chromebook でアクセスしない	94.8% (0.9)	93.5%	94.9%	93.6%	96.7%
	④	パスワードは、他人に教えない	98.3% (0)	97.1%	98.4%	98.3%	99.0%
	⑤	Chromebook は、他の人に貸してはいけない	95.0% (▲0.7)	96.4%	96.2%	92.9%	94.6%
	⑥	失くしたり落として壊れたりしないように気を付けている	97.2% (▲0.5)	96.7%	97.0%	96.2%	98.5%
	⑦	水に濡れたりしないよう、使う場所には気を付けている	98.5% (▲0.2)	97.7%	98.2%	98.5%	99.3%
	(2) 学校や家庭で使用する時に気を付けていること (健康面)						
	①	Chromebook に近づきすぎないで、正しい姿勢 (視線と画面が垂直) で使う	89.9% (0.1)	92.6%	89.8%	85.7%	91.0%
	②	暗いところでは使用しない	96.1% (▲0.3)	96.1%	95.6%	94.5%	97.5%
③	Chromebook を30分使用したら休むようにしている	74.5% (▲1.5)	87.3%	77.2%	65.4%	69.0%	
④	就寝時刻30分前は Chromebook を使用しないようにしている	90.9% (▲0.7)	92.3%	89.5%	87.4%	93.6%	

	内容	R7	R7 内訳			
			1・2 年	3・4 年	5・6 年	中学生
(3) スマートフォンも含めたインターネットの使い方に関すること (知識の定着)						
①	知らない人からのメールを開いてはいけないことを知っていますか	93.1% (0.1)	84.9%	93.1%	95.9%	96.5%
②	SNS に人を傷つけたり困らせたりすることを書いてはいけないことを知っていますか	96.3% (▲0.4)	90.0%	96.8%	98.7%	99.3%
③	インターネットで知り合った人とは勝手に会うと危険な場面もあることを知っていますか	94.8% (▲0.4)	84.8%	95.2%	98.6%	99.4%
④	インターネットで公開されている情報は、勝手に使ってはいけない情報もあることを知っていますか	92.9% (▲0.3)	81.2%	93.3%	97.5%	98.4%
⑤	友だちの写真をインターネットに勝手に載せてはいけないことを知っていますか	96.3% (▲0.3)	89.7%	96.9%	98.8%	99.2%
⑥	バイトテロのようないたずら動画の軽はずみな投稿は、見た人が嫌な気持ちになるだけでなく、自分がトラブルに巻き込まれることを知っていますか	93.1% (▲0.4)	82.6%	92.9%	97.2%	98.4%
⑦	トラブルがあった時は、すぐに親や先生に相談していますか	92.9% (▲0.8)	92.0%	91.8%	92.5%	94.8%

2 調査目的

インターネットやスマートフォン等の使用の際のルールやマナーの定着を把握するため

3 調査方法について

(1) 対 象：すべての児童・生徒

	回答数	回答率	前年比
小学校	24,665 名	86.0%	-7.0Pt
中学校	10,273 名	77.0%	-2.7Pt
合計	34,938 名	83.2%	-5.6Pt

(2) 実施時期：令和8年2月16日から3月10日まで

(3) 実施方法：Web 回答方式によるアンケート調査

(4) 調査内容

	項目
1	正しい Chromebook の使い方に関すること【7項目】
2	学校や家庭で使用する時に気を付けていること（健康面）【4項目】
3	スマートフォンも含めたインターネットの使い方に関すること（知識の定着）【7項目】

4 課題及び今後の方針

	課題	方針
1	【継続的な周知啓発】 情報モラルに対する理解については、回答者の約90%が良好な結果であったが、更なる向上及び定着に向けて <u>継続的な周知啓発</u> に取り組んでいく必要がある。	足立区ホームページ「あだち学校 ICT 情報ひろば」や昨年度から開始した情報モラル出前授業など、様々な場面を通じて、周知啓発に取り組んでいく。 ※ 令和8年度は新たに「あだち広報（7月10日号）」特集記事での周知啓発も行った。
2	【調査項目の見直し】 次期学習指導要領では情報モラルなど情報の適切な取扱いの他に、タイピングなど機器の操作や、情報を表やグラフでまとめるといった <u>情報活用能力の重要性</u> が示唆されている。情報モラルに対する理解度や国の動きを踏まえて、今後はより多面的に実態を把握できるよう <u>調査項目を見直し</u> ていく必要がある。	今年度末に予定している調査では、情報モラルを含む情報活用能力全般に関する調査に改め、児童・生徒の実態を把握していく。

文教委員会報告資料

令和8年8月20日

件名

令和8年第2回区議会定例会開会中文教委員会「学校 ICT に関する調査」資料における数値の誤りについて

所管部課名

教育指導部学校 ICT 推進課

内容

令和8年第2回区議会定例会開会中文教委員会にてご報告いたしました「学校 ICT に関する調査」資料において、一部誤りがございましたので、以下のとおり訂正させていただきます。

1 該当案件
(1) 案件名
所管事務の調査「学校 ICT に関する調査」
(2) 該当箇所
3 ページ目『1-(2) 教育 ICT 環境整備資金積立基金の推移表』中の令和6年度における『①児童・生徒用端末、教員用端末』と『②アクセスポイント等』の金額

2 正誤関係
【誤】

	R6	R7	R8	R9	R10	総額	
	経費実績	経費実績	経費見込	経費見込	経費見込		
A 年度当初基金残高	61.0	39.9	33.0				
使 途 別 所 要 額	①児童・生徒用端末・ 教員用端末	5.8	0	21.4	0	2.8	30.0
	②アクセスポイント等	2.1	1.4	12.3	1.1	2	18.9
	③端末設定・ ヘルプデスク等保守	13.3	5.7	13.2	5.6	7.1	44.9
B 合計所要額 <①+②+③>	21.2	7.1	46.9	6.7	11.9	93.8	
C 都補助金	0	0	17.6	0	0	17.6	
D 基金取り崩し額<B-C>	21.2	7.1	29.3	6.7	11.9	76.2	
E 年度末基金残高<A-D> (利子収入含)	39.9	33.0					
F 今後の積立必要額			14.9 (※)				

【正】

	R6	R7	R8	R9	R10	総額	
	経費実績	経費実績	経費見込	経費見込	経費見込		
A 年度当初基金残高	61.0	39.9	33.0				
使 途 別 所 要 額	①児童・生徒用端末・ 教員用端末	2.5	0	21.4			23.9
	②アクセスポイント等	5.4	1.4	12.3			19.1
	③端末設定・ ヘルプデスク等保守	13.3	5.7	13.2	5.6	7.1	44.9
B 合計所要額 <①+②+③>	21.2	7.1	46.9	6.7	11.9	93.8	
C 都補助金	0	0	17.6	0	0	17.6	
D 基金取り崩し額<B-C>	21.2	7.1	29.3	6.7	11.9	76.2	
E 年度末基金残高<A-D> (利子収入含)	39.9	33.0					
F 今後の積立必要額			14.9 (※)				

本来、『②アクセスポイント等』の項目に含めるべきであった「ネットワーク機器や充電保管庫等の周辺機器の金額」が、誤って『①児童・生徒用端末、教員用端末』経費の項目に含まれておりました。

【積算内訳の正誤関係】

項目名	金額 (基金充当額)	誤		正	
教員用クロームブック端末 (約 2,100 台)	125,563,240	①児童・生徒用端末、 教員用端末 経費	約 5.8 億円	①児童・生徒用端末、 教員用端末 経費	約 2.5 億円
教員用ウィンドウズ端末	121,919,000			②アクセス ポイント等 周辺機器 経費	約 5.4 億円
教員用端末充電保管庫 (約 100 台)	31,671,200				
アクセスポイント (機器本体) (約 2,500 台)	263,341,980				
書画カメラ (約 500 台)	36,913,800				
アクセスポイント等各種ラ イセンス料	122,511,180	②アクセス ポイント等 周辺機器 経費	約 2.1 億円		
教員用クロームブックアダ プタ等周辺機器	40,445,020				
SIM カード契約費、データセ ンターサーバーリース料等	44,703,800				

3 経緯

資料作成のため、端末更改台数と金額の積算内容を過去の分も含めて改めて精査したところ、令和 7 年 7 月文教委員会「所管事務の調査『学校 ICT に関する調査』」にて報告していた令和 6 年度の端末本体経費 (5.8 億円) に別項目の金額が含まれていることが判明した。

なお、令和 7 年度～10 年度については誤りがないことを確認済み。

4 原因

- (1) 令和 7 年 7 月文教委員会資料作成時に、備品購入費の中から端末本体経費だけを抽出すべきところ、備品購入費＝端末経費と誤認し、充電保管庫やアクセスポイント、書画カメラの金額を端末経費に含めて計上してしまった。また、ダブルチェックも行われていなかった。
- (2) 令和 8 年 7 月文教委員会資料作成時には、「令和 7 年度に報告済みの既確認された正しい金額」と思い込んでしまっていた。
- (3) (2) の理由から、令和 7 年 7 月文教委員会資料を根拠資料としてダブルチェックしてしまったため、チェックが機能しなかった。

5 再発防止策

- (1) 過去の報告資料を鵜呑みにせず、年度毎の積算内訳資料を作成し、毎年過年度分と比較をしながら根拠資料を更新していく。
- (2) (1) の根拠資料更新の際にも、項目内容や積算金額に誤りがないか改めてダブルチェックで確認を徹底する。

文教委員会報告資料

令和8年8月20日

件名	令和8年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果（学力部分）について									
所管部課名	教育指導部学力定着推進課									
内容	令和8年4月14日に実施した、令和8年度「足立区学力定着に関する総合調査」のうち、学習定着度調査の結果について、以下のとおり報告する。 学習意識調査については、集計・分析結果がまとまり次第、あらためて報告する。 1 結果概要 <table><tr><td></td><td>小学校</td><td>中学校</td></tr><tr><td>全体通過率 (※1) (R7との比較)</td><td>国語 89.0% (+1.7 ポイント) 算数 84.9% (-1.2 ポイント)</td><td>国語 72.7% (+3.0 ポイント) 数学 63.3% (-1.1 ポイント) 英語 66.5% (+0.7 ポイント)</td></tr><tr><td>正答率(※3)が 全国値(※4)を 上回った 教科・学年</td><td>国語・算数 2～6年生 (全教科・全学年)</td><td>国語 1・2年生 数学 1～3年生</td></tr></table> ※1 通過率：目標値(※2)以上の正答があった児童・生徒の割合 (目標値以上児童・生徒数÷受検者数×100(%)) ※2 目標値：前年度の基礎的な内容が理解できていれば正解できると期待される値(目標正答率) ※3 正答率：出題数中何問正解したかの割合 (正答数÷出題数×100(%)) ※4 全国値：委託事業者が取り扱っている全自治体分の平均値 (1) 小学校 全体通過率は、国語・算数ともに令和3年度から6年連続して8割を超えている。正答率を見ると、全学年全教科で全国値を上回っている。ただし通過率を学年別に見ると、算数は進級するにつれて低下しており、2年生と6年生を比較すると約17ポイントの差がみられた。算数は、学習の連続性・継続性が強く、つまずきが積み重なることが低下の一因と考える。		小学校	中学校	全体通過率 (※1) (R7との比較)	国語 89.0% (+1.7 ポイント) 算数 84.9% (-1.2 ポイント)	国語 72.7% (+3.0 ポイント) 数学 63.3% (-1.1 ポイント) 英語 66.5% (+0.7 ポイント)	正答率(※3)が 全国値(※4)を 上回った 教科・学年	国語・算数 2～6年生 (全教科・全学年)	国語 1・2年生 数学 1～3年生
	小学校	中学校								
全体通過率 (※1) (R7との比較)	国語 89.0% (+1.7 ポイント) 算数 84.9% (-1.2 ポイント)	国語 72.7% (+3.0 ポイント) 数学 63.3% (-1.1 ポイント) 英語 66.5% (+0.7 ポイント)								
正答率(※3)が 全国値(※4)を 上回った 教科・学年	国語・算数 2～6年生 (全教科・全学年)	国語 1・2年生 数学 1～3年生								

(2) 中学校

全体通過率は、数学を除いて前年度を上回っており、特に国語は前年度比+3.0ポイントと大きく上昇した。なお、数学の通過率は、令和3年度と比較すると-5.3ポイントで、年々低下傾向にある。小学校算数同様、学習の連続性・継続性によるつまずきの積み重ねが低下の一因と考える。

正答率を学年教科別に見ると、半数以上の学年・教科で全国値を上回った。下回った学年・教科についても全国値との差は、-0.1から-0.6ポイントと僅差であった。

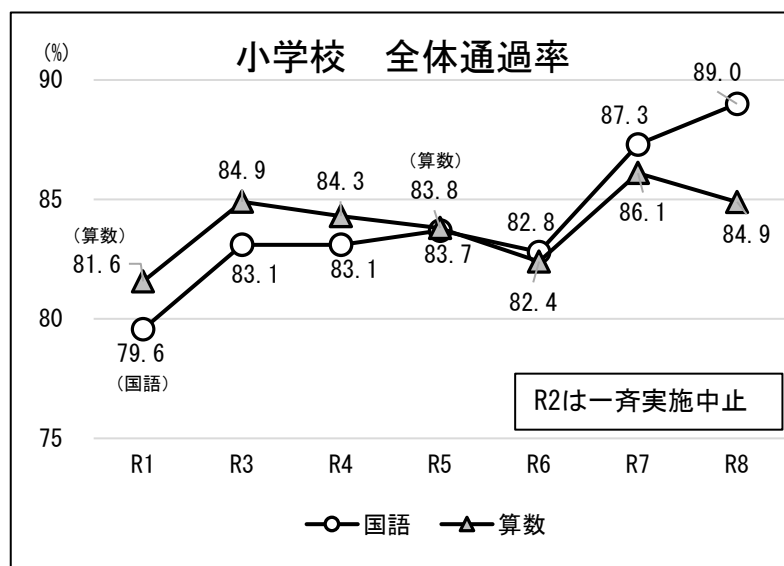
2 今後の取組

- (1) 各校が調査結果に基づく分析を行い、分析結果を踏まえた授業改善プランを作成し、意図的・計画的に授業改善を図る。
- (2) 調査結果について、区全体の傾向を踏まえた課題分析を行い、授業改善の取組や学校経営に課題のある学校には、重点的な助言・指導を行う。

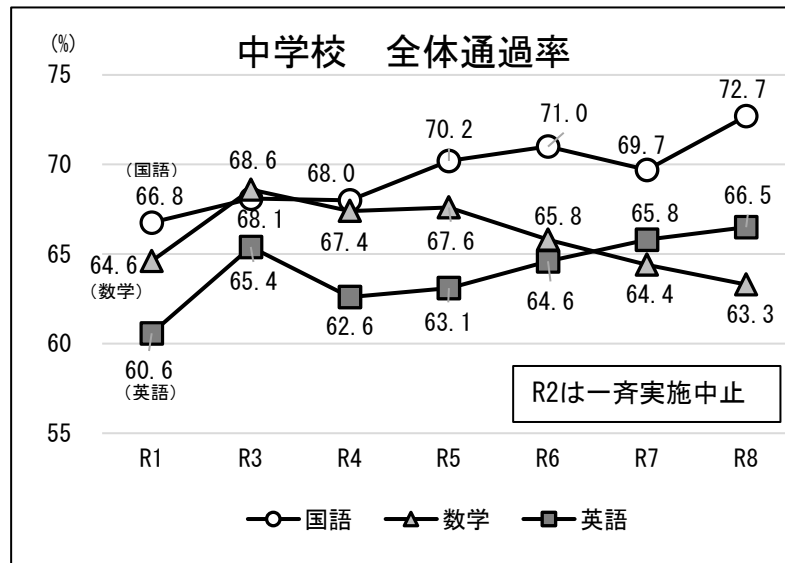
3 学習定着度調査結果

(1) 小・中学校全体の通過率（単位：％）

ア 小学校



イ 中学校



(2) 学年・教科別の目標値とこれを通じた割合である通過率及び正答率（単位：％）

表中の下線部の数値は、通過率はR 8がR 7を上回ったもの、正答率は全国値を上回ったものを表す。

ア 小学校

(ア) 国語

	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6
目標値 (R 7)	72.5	72.2	60.5	50.0	53.5
通過率 (R 7)	87.2	87.5	88.1	86.3	87.3
目標値 (R 8)	68.0	69.8	55.5	50.0	46.1
通過率 (R 8)	<u>91.6</u>	<u>88.2</u>	88.0	<u>89.6</u>	<u>87.7</u>
正答率 (R 7)	85.7	86.2	80.7	71.0	74.6
正答率 (R 8)	<u>88.7</u>	<u>85.3</u>	<u>76.4</u>	<u>69.9</u>	<u>65.8</u>
(全国値)	(84.6)	(82.0)	(69.7)	(65.5)	(63.3)

(イ) 算数

	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6
目標値 (R 7)	74.8	74.2	59.0	62.0	50.0
通過率 (R 7)	92.4	90.3	88.4	82.8	77.6
目標値 (R 8)	73.8	72.6	56.8	52.8	50.9
通過率 (R 8)	<u>93.5</u>	89.8	86.9	79.5	76.3
正答率 (R 7)	89.4	87.9	77.8	78.2	67.7
正答率 (R 8)	<u>90.6</u>	<u>88.2</u>	<u>77.3</u>	<u>69.2</u>	<u>66.8</u>
(全国値)	(84.7)	(82.6)	(70.2)	(62.6)	(62.6)

イ 中学校
(ア) 国語

	中 1	中 2	中 3
目標値 (R 7)	53.7	60.0	64.8
通過率 (R 7)	72.6	80.0	55.8
目標値 (R 8)	53.7	50.0	60.4
通過率 (R 8)	71.5	83.8	62.7
正答率 (R 7)	65.3	74.3	66.2
正答率 (R 8)	65.0	66.9	63.4
(全国値)	(62.8)	(66.8)	(63.8)

(イ) 数学

	中 1	中 2	中 3
目標値 (R 7)	54.9	50.8	50.3
通過率 (R 7)	72.4	65.3	55.0
目標値 (R 8)	48.0	51.1	50.0
通過率 (R 8)	75.1	62.3	52.4
正答率 (R 7)	65.1	59.1	54.4
正答率 (R 8)	60.5	58.6	53.8
(全国値)	(56.3)	(56.2)	(53.2)

(ウ) 英語

	中 1	中 2	中 3
目標値 (R 7)	80.8	51.3	53.1
通過率 (R 7)	86.0	56.7	53.6
目標値 (R 8)	79.3	48.4	50.2
通過率 (R 8)	85.5	57.8	56.1
正答率 (R 7)	89.7	57.3	58.3
正答率 (R 8)	89.0	54.7	56.4
(全国値)	(89.2)	(54.8)	(57.0)

4 周知時期・方法等

- (1) 調査結果の詳細及び各学校の学力向上への主な取組等を「調査結果報告書」(冊子)にとりまとめ、12月下旬に関係機関に配付予定(ただし、学校別ページについては、学校選択の参考資料となることから、9月上旬を目途に区ホームページに掲載する)。
- (2) 報告書の「概要版」(リーフレット)を保護者に配付する。
- ※ 次項、実施概要あり。

《参考》

【実施概要】

1 実施日

令和8年4月14日（火）

2 科目

（1）小学校（2～6年生）：学習定着度調査（国語、算数）
学習意識調査

（2）中学校（1～3年生）：学習定着度調査（国語、数学、英語）
学習意識調査

3 調査実施人数（単位：人）

（1）小学校

	2年	3年	4年	5年	6年	計
国語	4,066	4,229	4,199	4,458	4,577	21,529
算数	4,075	4,240	4,206	4,473	4,594	21,588
意識調査	4,101	4,255	4,238	4,504	4,619	21,717

（2）中学校

	1年	2年	3年	計
国語	3,993	3,964	3,934	11,891
数学	3,993	3,964	3,942	11,899
英語	3,993	3,967	3,943	11,903
意識調査	3,994	3,971	3,952	11,917

4 調査受託者

株式会社ベネッセコーポレーション

文教委員会報告資料

令和8年8月20日

件 名	「足立区学力定着に関する総合調査」のC B T化について																
所管部課名	教育指導部学力定着推進課																
内 容	足立区学力定着に関する総合調査のC B T化(※1) について、導入にかかる主な懸念事項を確認した結果、適切に学力調査を実施することが確認できたため、令和9年度から全校でC B T方式を導入する。 (※1) CBT (Computer Based Testing) = タブレット端末で解答するテスト方式 1 令和9年度からの区学力調査実施内容 (C B T 方式) (1) 主な実施内容 <table border="1"> <tr> <th>項目／方式</th><th>C B T方式</th></tr> <tr> <td>テスト媒体</td><td>タブレット端末</td></tr> <tr> <td>対象学年</td><td>小学校2年生～中学校3年生</td></tr> <tr> <td>解答方法</td><td>選択・タイピング・画面に手書き</td></tr> <tr> <td>出題形式</td><td>動画・並び替え・音声による出題を含む</td></tr> <tr> <td>調査結果</td><td>実施翌日から約1か月後</td></tr> </table> (2) C B T化による主な効果・有用性 ア 選択式の問題については、結果分析が速やかに行えるため、計画的な補習や授業改善に早期に着手することが可能となる。 イ 動画や並び替え等の多様な出題形式を用いることで、P B T (※2) では困難だった資質・能力の測定が可能となる。 (※2) PBT (Paper Based Testing) = 紙で出題・解答する従前のテスト方式 ウ 通常の学習においても、I C Tを活用した授業改善が促進され、児童・生徒の情報活用能力の向上が期待できる。 エ 問題用紙や解答用紙の配付や回収、封入や発送において、人的なミスの防止と個人情報管理のリスクが軽減される。 (3) 見込経費 委託料：約56,000,000円(令和8～9年度債務負担行為) ※ 令和8年度の経費(P B T) とほぼ同額 2 C B T化の主な懸念事項に対する確認内容・留意点 (1) 小学校低学年の操作スキルで正確な学力定着の度合いを測れるのか <table border="1"> <tr> <th>確認内容</th><th>留意点</th></tr> <tr> <td>小学校低学年の実証実験では、タイピングではなく、画面への手書きによる解答方法を用いることで結果として、P B Tと同等に解答することができていた。</td><td>低学年の児童が、タブレット上で手書き入力を使用する機会を授業内で意識的に設け、手書き入りに慣れるようにしておく。</td></tr> </table>	項目／方式	C B T方式	テスト媒体	タブレット端末	対象学年	小学校2年生～中学校3年生	解答方法	選択・タイピング・画面に手書き	出題形式	動画・並び替え・音声による出題を含む	調査結果	実施翌日から約1か月後	確認内容	留意点	小学校低学年の実証実験では、タイピングではなく、画面への手書きによる解答方法を用いることで結果として、P B Tと同等に解答することができていた。	低学年の児童が、タブレット上で手書き入力を使用する機会を授業内で意識的に設け、手書き入りに慣れるようにしておく。
項目／方式	C B T方式																
テスト媒体	タブレット端末																
対象学年	小学校2年生～中学校3年生																
解答方法	選択・タイピング・画面に手書き																
出題形式	動画・並び替え・音声による出題を含む																
調査結果	実施翌日から約1か月後																
確認内容	留意点																
小学校低学年の実証実験では、タイピングではなく、画面への手書きによる解答方法を用いることで結果として、P B Tと同等に解答することができていた。	低学年の児童が、タブレット上で手書き入力を使用する機会を授業内で意識的に設け、手書き入りに慣れるようにしておく。																

(2) Shift キーを用いる記号など、一定のタイピング力が求められる

確認内容	留意点
別の実証実験において、解答に Shift キー操作を要する出題は行わず、記号の入力を省くことで、容易なキーボード操作で解答することができるようになった。	学年に応じたタイピング能力を身につけられるよう授業で I C T の活用を図るとともに、発達段階に応じた出題をする旨を仕様書に明記する。

(3) 端末の充電切れや不具合による影響はないか

確認内容	留意点
複数回の実証実験の結果、調査実施前の準備と確認を行うことで、充電等の不具合は生じなかった。	マニュアルに事前の動作・電源確認と予備機の用意を明記するとともに、説明会を開催し、準備を徹底する。

(4) テスト中に通信ネットワークの不具合による影響はないか

確認内容	留意点
通信が必要なのは、問題の配信と解答の提出時のみのため、テスト中にネットワークの不具合による影響を受けることはないことがわかった。	マニュアルに問題配信や解答提出方法等の確実な手順を明記するとともに、説明会を開催し、準備を徹底する。

(5) 児童・生徒がタブレットでの調査に不安感があるのではないか

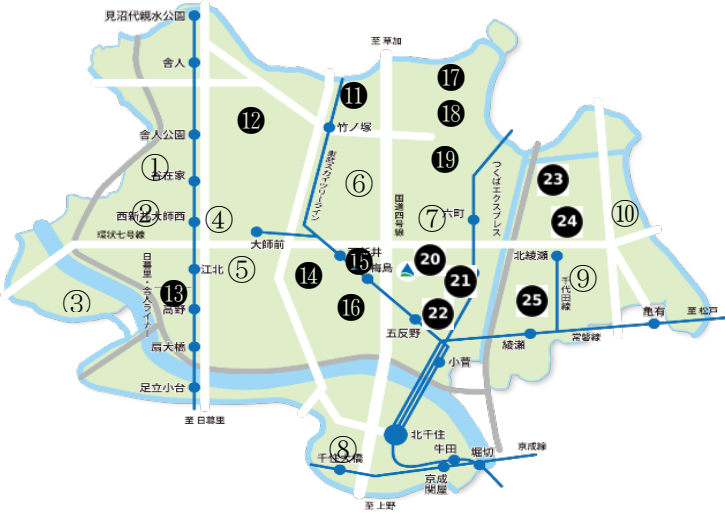
確認内容	留意点
アンケートでは約 2 割弱の児童・生徒が「不安がある」と回答したが、トラブルなく解答していた。なお、事業者が実施した検証結果では、P B T と正答率の差はほぼなかった。	事前に、サンプル問題に取り組むなど C B T に慣れる環境を提供していく。また、通常の学習から C B T を意識した情報活用能力の育成を図っていく。

(6) 実施事業者が作成するテスト問題の質や精度が明確ではないか

確認内容	留意点
各事業者の問題作成の体制を確認したところ、P B T と同様に有識者を含めた十分な審議体制を確保していた。	仕様書において、作問にかかる審議体制について明記することで問題の質や精度を担保していく。

文教委員会報告資料

令和8年8月20日

件 名	令和8年度SSR（スモール・ステップ・ルーム）の新規開設について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	令和5年度より実施している中学校SSR（スモール・ステップ・ルーム）事業について、令和8年度における新規開設までの状況を報告する。 なお、令和9年度には10校を新規開設予定であり、これにより区立中学校全35校での開設が完了する見通しである。 1 令和8年度新規開設校（15校）について （1）新規開設校 第七中学校、第九中学校、第十中学校、第十一中学校、第十三中学校、竹の塚中学校、東綾瀬中学校、青井中学校、花畑中学校、江北桜中学校、伊興中学校、花畑北中学校、谷中中学校、花保中学校、栗島中学校 （2）令和7年度までのSSR設置校と、令和8年度の新設校  令和7年度までの設置校 ①加賀中 ②鹿浜菜の花中 ③新田中 ④西新井中 ⑤第五中 ⑥六月中 ⑦東島根中 ⑧第一中 ⑨蒲原中 ⑩第十二中 令和8年度の新設校 ⑪竹の塚中 ⑫伊興中 ⑬江北桜中 ⑭第七中 ⑮第十中 ⑯第九中 ⑰花畑北中 ⑱花畑中 ⑲花保中 ⑳栗島中 ㉑青井中 ㉒第十一中 ㉓第十三中 ㉔谷中中 ㉕東綾瀬中 （3）開設までのスケジュール ア 令和8年4月21日（火）から5月27日（水）まで 事業者による「生徒達が安心して、落ち着いて過ごすことができる空間」の創造、及び該当教室の設備工事 イ 令和8年5月28日（木）開設

(4) 令和9年度の設置予定校(10校)

第四中、第六中、第十四中、入谷中、入谷南中、扇中、江南中、千寿青葉中、千寿桜堤中、瀏江中

※ この10校で、区立中学校全35校への設置となる。

2 利用状況(令和8年7月1日時点)

		第1学年	第2学年	第3学年	合計
①	加賀中学校	5	7	8	20
②	鹿浜菜の花中学校	3	4	3	10
③	新田中学校	2	4	6	12
④	西新井中学校	1	3	1	5
⑤	第五中学校	6	9	2	17
⑥	六月中学校	4	10	3	17
⑦	東島根中学校	2	3	3	8
⑧	第一中学校	3	4	6	13
⑨	蒲原中学校	0	8	10	18
⑩	第十二中学校	1	2	5	8
⑪	竹の塚中学校	1	1	3	5
⑫	伊興中学校	1	2	3	6
⑬	江北桜中学校	1	2	6	9
⑭	第七中学校	5	6	2	13
⑮	第十中学校	2	5	3	10
⑯	第九中学校	2	1	5	8
⑰	花畑北中学校	3	2	0	5
⑱	花畑中学校	3	3	3	9
⑲	花保中学校	1	5	2	8
⑳	栗島中学校	1	2	3	6
㉑	青井中学校	5	2	2	9
㉒	第十一中学校	1	12	16	29
㉓	第十三中学校	2	1	6	9
㉔	谷中学校	1	1	0	2
㉕	東綾瀬中学校	1	2	3	6
	合 計	57	101	104	262

※ 網掛け部は、令和7年度以前の設置校

3 今後の方針

(1) S S R利用生徒の実態に応じた支援や利用生徒の保護者への対応等を強化するために、不登校対応巡回教員の資質向上に向けた連絡会や研修会を実施する。

(2) S S R利用生徒、保護者及び教員にアンケートを実施し、設置校における効果及び課題を把握することで、今後のS S Rの運用改善に活かしていく。

【参考】SSR事業の概要

様々な対策を講じているにもかかわらず増加傾向にある不登校について、一度不登校状態になると教室に戻るのは困難なことから、保健室登校など教室に入室することが難しい生徒等を対象とした未然防止事業に取り組むこととし、各区立中学校へのSSRの設置を推進している。

【経過】

設置年度	学校数	合計
令和5年度	1校（モデル校 六月中）	1校
令和6年度	3校	4校
令和7年度	6校	10校
令和8年度	15校	25校
令和9年度（予定）	10校	35校

文教委員会報告資料

令和8年8月20日

件名	足立区いじめ防止基本方針改定（案）について										
所管部課名	教育指導部教育指導課										
内容	1 改定の背景 令和3年度に発生した中学生の自死案件を調査した区長の附属機関である「足立区いじめ等特別調査委員会」の答申を踏まえた区長から教育委員会への措置要求（P24～26参照）を受け、教育委員会では令和8年1月30日付「教育委員会の措置について」（P27～28参照）にて、要求内容を履行するための方針を回答した。 当該方針の中で、項番2及び5については「足立区いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という）に再発防止の視点を加え、対応することとした。ついては、基本方針を以下のとおり改定する。 2 主な改定内容 ※ 提言事項の詳細はP29～35、基本方針の新旧対照表はP36～61、改定案は別添資料1を参照 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>提言事項</th><th>改定する基本方針に追記した事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td> 提言第2 「不適切指導の改善に向けた提言」を受け、以下の観点を追記し、各校に周知徹底する。 （1）不適切指導に対する考え方。 （2）「応答的」かつ「可変的」な関係性の構築を粘り強く試み続けること。 （3）自らの思いを一方的に押し付けるのではなく、いかなる応答がよいのかを考えること。 など </td><td> ア 「生徒指導提要（改訂版）」に示された、不適切指導に対する考え方を基に、生徒の行動やその背景について生徒自身の意見や思いに耳を傾け、いかなる応答が良いのかを考えること。 イ 教職員が児童生徒と「応答的」かつ「可変的」な関係性の構築を粘り強く試み続けること。 </td></tr> <tr> <td>2</td><td> 提言第5 「いじめの早期発見の体制整備に関する提言」を受け、以下の観点を追記し、各校に周知徹底する。 （1）「チェックポイントを明らかにしたチェックリスト」 </td><td> ア 足立区いじめ防止基本方針の実効的な実践の為に「いじめポイント」を明らかにしたチェックリストを追記し、マニュアルとしての役割を付与する。チェックリストを基に、各校全教職員が日常的に実践を確認する。 </td></tr> </tbody> </table>			提言事項	改定する基本方針に追記した事項	1	提言第2 「不適切指導の改善に向けた提言」を受け、以下の観点を追記し、各校に周知徹底する。 （1）不適切指導に対する考え方。 （2）「応答的」かつ「可変的」な関係性の構築を粘り強く試み続けること。 （3）自らの思いを一方的に押し付けるのではなく、いかなる応答がよいのかを考えること。 など	ア 「生徒指導提要（改訂版）」に示された、不適切指導に対する考え方を基に、生徒の行動やその背景について生徒自身の意見や思いに耳を傾け、いかなる応答が良いのかを考えること。 イ 教職員が児童生徒と「応答的」かつ「可変的」な関係性の構築を粘り強く試み続けること。	2	提言第5 「いじめの早期発見の体制整備に関する提言」を受け、以下の観点を追記し、各校に周知徹底する。 （1）「チェックポイントを明らかにしたチェックリスト」	ア 足立区いじめ防止基本方針の実効的な実践の為に「いじめポイント」を明らかにしたチェックリストを追記し、マニュアルとしての役割を付与する。チェックリストを基に、各校全教職員が日常的に実践を確認する。
	提言事項	改定する基本方針に追記した事項									
1	提言第2 「不適切指導の改善に向けた提言」を受け、以下の観点を追記し、各校に周知徹底する。 （1）不適切指導に対する考え方。 （2）「応答的」かつ「可変的」な関係性の構築を粘り強く試み続けること。 （3）自らの思いを一方的に押し付けるのではなく、いかなる応答がよいのかを考えること。 など	ア 「生徒指導提要（改訂版）」に示された、不適切指導に対する考え方を基に、生徒の行動やその背景について生徒自身の意見や思いに耳を傾け、いかなる応答が良いのかを考えること。 イ 教職員が児童生徒と「応答的」かつ「可変的」な関係性の構築を粘り強く試み続けること。									
2	提言第5 「いじめの早期発見の体制整備に関する提言」を受け、以下の観点を追記し、各校に周知徹底する。 （1）「チェックポイントを明らかにしたチェックリスト」	ア 足立区いじめ防止基本方針の実効的な実践の為に「いじめポイント」を明らかにしたチェックリストを追記し、マニュアルとしての役割を付与する。チェックリストを基に、各校全教職員が日常的に実践を確認する。									

	の追記。 (2) チェックリストを基に、全教職員が日常的に実践を確認すること。 (3) 各校いじめ防止対策委員会の役割に、「全教職員への周知、年度末の全教職員による確認・検証を行う会議の運営」があることを明記。 (4) 様々な機会で、各校いじめ防止対策委員会の活動内容とメンバー等を周知し、児童生徒が安心して相談に来られるようにするなど	イ 各校いじめ防止対策委員会の役割に「年間計画の作成、全教職員への周知、および年度末の全教職員による確認・検証を行う会議の運営」があることを明記し、様々な機会で児童生徒・保護者に委員会のメンバーのほか、「いじめが絶対に許されないこと」「相談を受けた際にはいじめを受けた児童生徒、いじめを目撃した児童生徒を徹底して守り通すこと」を確実に周知する。 ウ 「いじめ一覧表」について、各教員が確実に記入すること、いじめ防止対策委員会において、いじめ一覧表を活用し、いじめの早期発見から早期解決につないでいくこと。 ア いじめ等の調査を担う委員会の委員の専門性を確保するため、職能団体に推薦を依頼して選任することとした。 イ 「自殺が起きた時の背景調査」といじめ防止対策推進法に基づく「いじめ重大事態」に関わる調査の関係性について、基本方針に新設するとともに、「背景調査」についても、「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」に諮問することとした。
	3 提言第6 「生徒の自死案件における事後対応に関する提言」を受け、教育委員会と区長部局の役割を相互に確認し、連携のあり方を見直す。 (1) いじめ等の調査を担う常設委員会の委員の専門性の確保と、選任過程の見直し。 (2) 生徒の自死事案の調査における遺族から聴き取り等のあり方の見直し。 など	
	3 「学校いじめ防止基本方針」の改定について 「区基本方針」の改定にあわせ、各学校の「学校いじめ防止基本方針」を改定し、必要な事項を加える（以下、主な内容）。 (1) 不断の検証 学校におけるいじめ防止対策のための対策が形骸化することのないよう、その取組状況について、不断に検証し改善を図ること。	

- (2) いじめ防止等の対策のための組織
学校いじめ防止対策委員会、学校サポートチームの構成を明確化。学校いじめ防止対策委員会の活動内容とメンバーを確実に周知し、児童生徒が安心して相談に来られるようにすること。
- (3) ポイントを明らかにしたチェックリストを活用
いじめ一覧表、いじめ個票を活用するとともに、いじめの早期発見のための実効的な実践について、ポイントを明らかにしたチェックリストを活用し、本校全教職員が日常的に確認をすること。
- (4) 関係職員や児童生徒から聞き取った実態の整理
学校いじめ防止対策委員会において組織的かつ迅速に調査し、関係職員や児童生徒から聞き取った実態について、客観的事実と主観的評価（推測）を厳格に分離し、記録すること。
- (5) 重大事態への対処について、対応項目の整理
「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）」に基づき、重大事態への対処についての項目を時系列で整理。
- (6) いじめ対応・いじめ重大事態対応のフローチャートの新設
いじめの疑いのある事案についての原則対応をまとめたフローチャート、およびいじめ重大事態発生時についての原則対応をまとめたフローチャートを新設。

4 足立区いじめ等特別調査委員会への報告と教育委員会の回答

提言のあった項番1から6に対する教育委員会の対応（P29～35参照）について、足立区いじめ等特別調査委員会委員長に報告するとともに、助言を求めた。

委員長との意見交換の概要は以下のとおり。

	委員長からのご意見	教育委員会の回答
1	提言を受け、教職員研修の内容を改善するとともに、今年度から実施を開始していることで、提言の内容を反映していることを見取ることができる。	引き続き、今年度の教職員研修を実施していくとともに、来年度以降の教職員研修においても内容を継続して実施していく。
2	「「応答的」かつ「可変的」な関係性」および「不適切な指導」について、「足立区いじめ防止基本方針」へ反映していることで、教職員への適切な対応の周知がなされることを期待している。	現在力を入れている「学習者主体の学び」とともに、教職員が一方的に思いや考えを押し付けるのではなく、年齢及び発達の段階に応じてその意見を尊重し、一人一人を大切にした教育を行うことについて、本方針の周知とともに引き続き教職員研修を通じて周知徹底していく。
3	「SOSの出し方等教育」について、実施後に児童生徒から、「どのようなときに話しづらいと感じるか」	「SOSの出し方等教育」実施時にアンケートを実施し、「どのようなときに話しづらいと感じるか」「どうすれば相

			「どうすれば相談しやすい環境となるか」について、受講者である児童生徒から直接意見を聴取したほうが良い。	話しやすい環境となるか」を聴取した上で結果を分析し、相談がしやすい環境整備を進めていく。
	4	学習者主体の取組については、児童生徒の声を聴いた方が良いのではないかな。		第2期足立区教育振興ビジョンを改訂する際、各区立中学校生徒会代表者と教育長及び教育委員4名とで「あだち中学生会議」を開催した。「やる気の出る、理解のしやすい授業とはどんな授業か」について、「教員主導の授業ではなく、生徒が自ら考え、仲間と意見交換をして考えを深めていく授業が生徒にとって、積極的になれて、理解がしやすい」など、生徒たち自身からそうした声を受けている。
	5	自死、いじめを含め、事故が起きた後の対応について、「何が起きたらどうするか」を、わかりやすく示すとともに、実際に起きた時を想定した訓練等を実施したほうが良い。		いじめ、自死が起こった際の対応について、基本方針にフローチャートを掲載した。いじめ防止等の各種対策と合わせて、事例を基としたシミュレーション中心の研修を、生活指導主任連絡会、副校長連絡会等で実施し、事案発生時に迷いなく動けるよう準備をしていく。
	6	重大事態調査について、第三者性を確保して実施する形が整っている。現場の不安の解消のため、対応が見える化されているとよい。		
	全般	足立区いじめ等特別調査委員会からの提言に対し、一つ一つ丁寧に対応がされている。今後、同様の事態が発生することに備え、正確な運用を期待する。		
	各提言に基づく再発防止のための方針に関して、委員長から修正を求めるご意見はなされなかった。 5 今後のスケジュール 令和8年 9月 パブリックコメントを実施 令和8年11月 最終案を、教育委員会、文教委員会に報告 令和8年12月 各校の「学校いじめ防止基本方針」を改定 令和9年 1月 改定の公表・施行			

内容調整中

(3) 事案への対処

ア 学校及び教育委員会が実施した本件調査の評価

- (ア) 基本調査の着手時期は適切だった。しかし、収集・確認・整理しておくべきだった資料は不十分であり、報告書の作成・報告は、基本調査の趣旨に徴して遅きに失したと言わざるを得ない。また、基本調査報告書の内容を本件保護者に示す際に、内容に誤りが見られ、保護者から指摘されるなど、保護者の心情への十分な配慮が欠けていた。
- (イ) 教育委員会は詳細調査への移行判断と調査実施の法的義務を負っていたと考えられるが、詳細調査は実施されず、基本調査の終了時点で詳細調査に移行すべきかを検討した形跡も見られなかった。そもそも本件生徒の自死の背景の分析や評価が一切見られず、詳細調査に踏み込んだものとは到底評価できない。

イ 足立区いじめ等調査委員会による本件調査の評価

- (ア) 区長は教育委員会で詳細調査を実施していないことについて、詳細調査実施の必要性を伝え、実施を促すべきであったが、「再調査」という形式で諮問し、本件調査を実施したことは、法令や国の方針等の趣旨に反するものであったと考えられる。
- (イ) 実質的に、いじめ等調査委員会による調査は初めての詳細調査であり、その観点から見ると、委員会の組織構成や調査範囲・手法、報告内容について一定の評価はできる。しかし、詳細調査における自殺に至る過程や心理に関する背景の調査や分析が欠けており、調査結果を報告するものとしては不十分であった。保護者への聴き取りも1回要望を聴き取ったのみであり、調査の進捗状況の報告も行われていなかったことなど、本件保護者への関わりについても、保護者の心情への十分な配慮がされていなかった。

ウ 本件自死に至るまでの区長部局、教育委員会・学校の対応の評価

(ア) 本件中学校における「いじめ」対策の評価について

学校の基本方針でいじめ対策組織の具体的な行動計画が定められておらず、教職員の間でも相談体制の整備について十分な認識が共有されていなかった。

(イ) 区の自殺対策の評価について

区の自殺対策については、区立学校の生徒の自殺予防という点で、十分に機能していたとは評価できず、また、本件中学校の自殺対策の体制整備は十分なものではなかった。

(ウ) 本件生徒への対応の評価について

生徒との関係性の構築の不足による継続的な対応の欠如が見られた。

2 教育委員会の措置について

- (1) 子どもの最善の利益の確保に向けた生徒と教職員の関係性の改善の必要性に関して
- (2) 不適切指導の改善に向けた提言に関して
- (3) 精神健康の課題を抱える生徒への対応の改善に関して
- (4) 子どものストレス要因たる学校の競争的な環境の改善に関して
- (5) いじめの早期発見の体制整備に関して
- (6) 生徒の自死事案における事後対応に関して

提言の詳細については、別表「足立区いじめ等特別調査委員会 調査報告書
「第5章 提言」一覧」のとおり

3 措置報告について

講じた措置について、以下期日までに書面での回答をお願いいたします。

提出期限

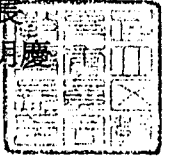
令和8年1月30日（金）

以上

足立区長

足立区教育委員会教育長

中村 明慶



教育委員会の措置について

標記の件について、足立区いじめ等特別調査委員会の答申における提言を重く受け止め、下記のとおり足立区教育委員会として再発防止の方針を回答いたします。

記

- 1 子どもの最善の利益の確保に向けた生徒と教職員の関係性の改善の必要性に関して以下の観点から、教職員に対し、研修を実施してまいります。
 - (1) 児童生徒の最善の利益に十分配慮し、その年齢及び発達の段階に応じてその意見が尊重され、一人一人を大切にされた教育を行うこと。
 - (2) 教員による一方的な意見の押し付け、児童生徒一人一人に寄り添うことのない形式的な指導については是正すること。
 - (3) 教職員が児童生徒と「応答的」かつ「可変的」な関係性を構築すること。
- 2 不適切指導の改善に向けた提言に関して
改訂する「足立区いじめ防止基本方針」に、以下の観点を追記し、各校に周知徹底してまいります。
 - (1) 「生徒指導提要（改訂版）」に示された不適切指導に対する考え方
 - (2) 教職員が児童生徒と「応答的」かつ「可変的」な関係性の構築を粘り強く試み続けること。
 - (3) 自らの思いを一方的に押し付けるのではなく、生徒の行動やその背景について生徒自身の意見や思いに耳を傾け、一旦それを受容し、いかなる応答がよいのかを考えること。
- 3 精神健康の課題を抱える生徒への対応の改善に関して
 - (1) 児童生徒の自傷行為などが発生した際、引き続き衛生部と連携して対応にあたるとともに、必要に応じて医療機関や学校外の若者支援と連携を図ってまいります。
 - (2) 今までもプリベンション、ポストベンションとしての各段階を想定した組織的対応は、衛生部と連携して一定程度は行ってきましたが、学校現場が求める形で危機対応チームを体系化させるため、今後も引き続き衛生部と協力してサポート体制研修を検討してまいります。
 - (3) 足立区における援助希求的態度を促進する教育である「SOSの出し方教育」について、生活指導主任及び養護教諭を対象とした研修を改めて実施し、「SOSの出し方教育」を受ける子どもが自らの心の状況について早期に問題意識を形成し、それに対応に適切すべきなのか、理解促進を図ってまいります。
 - (4) 自殺のサインに気づき、生きる支援を担うゲートキーパーを育成する「ゲートキーパー研修」の中で、継続的な対話の機会の必要性や、日常的な健康観察やリストカットなどの自傷行為に対する対応などを盛り込んでいきます。

- 4 子どものストレス要因たる学校の競争的な環境の改善に関して
- (1) 区学力調査について、「意識調査」や学校アンケート等から、過度に競争的な環境となり、プレッシャーを与えるものになっていないかという視点で検討を行い、児童生徒一人一人の課題に寄り添い、学習に関する困り感の解消を第一に実施いたします。
 - (2) 「足立スタンダード」に基づく「安心感を生み出す『小学校・中学校で統一した授業のスタイル』」の実践を徹底し、児童生徒が学習に安心して臨むことができる環境を第一に学習に取り組みつつ、子どもたちの最善の利益の確保を念頭に、そうした理念が特別活動他、日常の学校生活全般に浸透していけるようにしてまいります。
- 5 いじめの早期発見の体制整備に関して
- 改訂する「足立区いじめ防止基本方針」に、以下の観点を追記し、各校に周知徹底してまいります。
- (1) 「足立区いじめ防止基本方針」の実効的な実践のために、「面談におけるいじめ調査」「いじめ相談各種窓口」「チェックポイントを明らかにしたチェックリスト」を追記し、マニュアルとしての役割を付与すること。
 - (2) チェックリストを基に、いじめの早期発見につながるよう、各校全教職員が日常的に実践を確認すること。
 - (3) 各校いじめ防止対策委員会の役割に、「年間計画の作成、全教職員への周知、および年度末の全教職員による確認・検証を行う会議の運営」があることを明記すること。
 - (4) 朝会、集会や相談時などの様々な機会、児童生徒・保護者に対し、各校いじめ防止対策委員会の活動内容とメンバーのほか、「いじめが絶対に許されないこと」「第三者としていじめがあると知った場合にはいじめ防止対策委員会にすぐに知らせしてほしいこと」「相談を受けた際にはいじめを受けた児童生徒、いじめを目撃した生徒を徹底して守り通すこと」を確実に周知し、児童生徒が安心して相談に来られるようにすること。
 - (5) いじめアンケートに、いじめ防止対策委員会の組織に関する情報を周知するとともに、認知をしているかどうか回答する欄を設けること。
 - (6) いじめが疑われる事実を取りまとめる「いじめ一覧表」について、各教員が確実に記入すること、いじめ防止対策委員会において、一覧表を活用した情報整理及び対策検討を行い、情報共有することで、いじめの早期発見から早期解決につないでいくこと。
- 6 生徒の自死事案における事後対応に関して
- (1) いじめ等の調査を担う常設委員会の委員の専門性の確保と選任過程の見直しに関して
 - ア 最新の国のガイドラインに則った第三者性の高い調査を実施するため、令和8年1月に「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」を設置いたしました。
 - イ 同委員会では、調査委員は案件ごとに、職能団体に推薦を依頼することとしています。
 - ウ 従前の「足立区いじめ問題等対策委員会」は、平時のいじめ対策への提言等を担う機関とし、役割を整理いたしました。
 - (2) 生徒の自死事案の調査における遺族から聴き取り等のあり方の見直しに関して
 - ア 「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」の委員と協議し、生徒の自死案件等の調査において、指針に則った保護者・遺族等からの聴き取り等を行い、事実確認のみならず、丁寧な背景調査、それに基づく再発防止策を立案してまいります。
 - イ 教育委員会と区長部局は、日頃から関連法令に関する理解を深め、いじめ等重大事態が発生した際にそれぞれの部局が果たす役割を相互に確認し、より円滑な連携を図れるよう努めてまいります。

以上

足立区いじめ等 特別調査委員会提言	再発防止のための方針 (R8. 1. 30 付教育委員会から区長への回答)	実施状況
第1 子どもの最善の利益の確保に向けた生徒と教職員の関係性の改善の必要性	以下の観点から、教職員に対し、研修を実施しています。 (1) 児童生徒の最善の利益に十分配慮し、その年齢及び発達の段階に応じてその意見が尊重され、一人一人を大切にした教育を行うこと。 (2) 教員による一方的な意見の押し付け、児童生徒一人一人に寄り添うことのない形式的な指導については是正すること。 (3) 教職員が児童生徒と「応答的」かつ「可変的」な関係性※を構築すること。 ※ 「応答的」かつ「可変的」な関係性 応答的：相手のサインや言葉、環境の変化を適切に察知し、適切かつ迅速に対応すること 可変的：状況や相手の成長、ニーズに合わせて、対応を柔軟に変化させること。	＜職層に応じた悉皆研修＞ ○校長研修：6月11日（木）ゲートキーパー研修 【講師 衛生部長 馬場 優子】 ・悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援する「ゲートキーパー」として教員が機能するための、管理職のマネジメント ○副校長連絡会：11月30日（月）児童・生徒のSOSへの対応 【講師：帝京平成大学 健康メディカル学部 心理学科 准教授 荘島 幸子】 ・悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援する「ゲートキーパー」として教員が機能するための、管理職のマネジメント ○中堅教諭等資質向上研修Ⅰ：8月27日（木）児童・生徒の非行問題行動の対応について 【講師：東京少年鑑別所 法務教官 九重 明大】 ・相手に寄り添う、児童・生徒との適切な面接方法について学ぶ ○2年次研修：10月29日（木）子どもの権利といじめ防止について及び関係諸機関との連携について 【講師：白梅学園大学 准教 牧野 晶哲 氏】 ・いじめについて取り扱うとともに、子どもに寄り添った対応を行うことを伝える ○1年次（初任者）研修：7月7日（火）ゲートキーパー研修 【講師：特定非営利活動法人 OVA 精神保健福祉士 代表理事 伊藤 次郎 氏】 ・子どものSOSをどうキャッチするか ・どのように対応すべきか（話の聞き方・声のかけ方） ＜希望者を対象とした研修＞ ○学級経営・キャリア教育研修会：6月1日（月）学級経営力の向上と生徒指導提要の理解 【講師：教育指導課 指導主事 高橋 信行】 ・キャリア教育の要である特別活動の実践事例を、生徒指導提要を基に検討し、学級経営の充実のための取組を考え、実践する。 ○いじめ早期発見・対策研修会：5月1日（金）「足立区のいじめの現状と概要」についての説明 【講師：教育指導課 統括指導主事 中村健太郎／指導主事 高橋 信行】 ・「いじめ問題解決に向けての学校体制づくり」として、日頃の人間関係づくりと、いじめの認知力を高め、初動の対応力を身に付けることを学ぶ ○保護者対応研修会：6月18日（木）複雑化する保護者対応について 【講師：東京都教育相談センター 学校問題解決支援員 矢野 尊久】 ・保護者対応と児童・生徒対応とがどのように関連しているかを検討し、教師と子どもの関わりが問題を早期に解決できることを学ぶ ○法的対応力向上研修会：12月7日（月）各学校の事例検討 【講師：豊島総合法律事務所 佐野 俊介 弁護士】 ・学校で発生する可能性のある法的トラブルを未然に防ぐため、児童・生徒や保護者と円滑な人間関係を構築する必要性を学ぶ

いただいたご意見	・提言を受け、教職員研修の内容を改善するとともに、今年度から実施を開始していることで、提言の内容を反映していることを見取ることができる。
教育委員会の対応	・引き続き、今年度の教職員研修を実施していくとともに、来年度以降の教職員研修においても内容を継続して実施していく。

足立区いじめ等 特別調査委員会提言	再発防止のための方針 (R8. 1. 30 付教育委員会から区長への回答)	いじめ防止基本方針への新設項目
第2 不適切指導の改善に向けた提言	改訂する「足立区いじめ防止基本方針」に、以下の観点を追記しました。 (1) 「生徒指導提要（改訂版）」に示された不適切指導に対する考え方。 (2) 教職員が児童生徒と「応答的」かつ「可変的」な関係性の構築を粘り強く試み続けること。 (3) 自らの思いを一方的に押し付けるのではなく、生徒の行動やその背景について生徒自身の意見や思いに耳を傾け、一旦それを受容し、いかなる応答がよいのかを考えること。	2 足立区教育委員会における対策 (3) <u>足立区教育委員会の具体的な取組</u> ア いじめ防止・早期発見に関すること (キ) <u>教職員との「応答的」かつ「可変的」な関係性^{※1}の構築【新設】</u> <u>教職員と児童生徒が、常に話し合い、コミュニケーションをとることができる、「応答的」かつ「可変的」な関係性を構築するため、教職員が自らの思いを一方的に押し付けるのではなく、児童生徒の行動やその背景について生徒自身の意見や思いに耳を傾け、一旦それを受容し、いかなる応答がよいのかを考える。</u> <u>「生徒指導提要（文部科学省 令和4年12月）」に示される「不適切な指導」にあたる行為^{※2}を厳に慎み、指導後のフォローを必ず実施することについて、生活指導研修を通じて、周知徹底する。</u> <u>児童生徒の最善の利益を十分配慮し、その年齢及び発達の段階に応じてその意見を尊重し、一人一人を大切にした教育を行う。</u> ※1 「<u>応答的</u>」かつ「<u>可変的</u>」な関係性 応答的：相手のサインや言葉、環境の変化を適切に察知し、適切かつ迅速に対応すること 可変的：状況や相手の成長、ニーズに合わせて、対応を柔軟に変化させること。 ※2 「<u>不適切な指導</u>」 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。 等

いただいたご意見	・「「 <u>応答的</u> 」かつ「 <u>可変的</u> 」な関係性」および「 <u>不適切な指導</u> 」について、「足立区いじめ防止基本方針」への反映していることで、教職員への適切な対応の周知がなされることを期待している。
教育委員会の対応	・現在力を入れている「学習者主体の学び」とともに、教職員が一方的に思いや考えを押し付けるのではなく、年齢及び発達の段階に応じてその意見を尊重し、一人一人を大切にした教育を行うことについて、本方針の周知とともに引き続き教職員研修を通じて周知徹底していく。

足立区いじめ等 特別調査委員会提言	再発防止のための方針 (R8. 1. 30 付教育委員会から区長への回答)	実施状況
第3 精神健康の課題 を抱える生徒への 対応の改善に向け た提言	(1) 児童生徒の自傷行為などが発生した際、引き続き衛生部と連携して対応にあたるとともに、必要に応じて医療機関や学校外の若者支援と連携を図ってまいります。 (2) 今までもプリベンション、ポストベンションとしての各段階を想定した組織的対応は、衛生部と連携して一定程度は行ってきましたが、学校現場が求める形で危機対応チームを体系化させるため、今後も引き続き衛生部と協力してサポート体制研修を検討してまいります。 (3) 足立区における援助希求的態度を促進する教育である「SOSの出し方等教育」について、生活指導主任及び養護教諭を対象とした研修を改めて実施し、「SOSの出し方等教育」を受ける子どもが自らの心の状況について早期に問題意識を形成し、それに対応し、適切に対処すべきなのか、理解促進を図ってまいります。 (4) 自殺のサインに気づき、生きる支援を担うゲートキーパーを育成する「ゲートキーパー研修」の中で、継続的な対話の機会の必要性や、日常的な健康観察やリストカットなどの自傷行為に対する対応などを盛り込んでいきます。	(1) 児童生徒の自傷行為が発生した際、衛生部ところと体の健康づくり課と連携し、関係する教育相談課、こども家庭相談課、福祉まると相談課、保健センターなどとも連携しながら対応に当たっている、「特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク」、若者支援団体である、「NPOカタリバ」、「特定NPOキッズドア」とも適宜連携を取り、対応に当たっている。 (2) 実際に児童生徒の自傷行為が発生した際の対応事例について、生活指導主任連絡会等において各学校に展開し、組織的対応について共有している。次期自殺対策計画における「子どもの自殺対策」の内容についての協議会において、学校現場が求める形を聞き取った上で、危機対応チームを体系化し、衛生部と協力してサポート体制研修を実施する。 (3) 「SOSの出し方等教育」について、小学校5年生から中学校3年生を対象に、それぞれの学年で毎年1回実施している。年間20～30校には保健師を派遣し、不安・悩みへの対応や、自分を大切にするという意味を詳しく伝えている。12月14日(月)実施の生活指導担当者連絡会において、生活指導主任、養護教諭を対象に「SOSの出し方等教育」の推進についての理解促進を図る。また、各校において「SOSの出し方等教育」実施後に児童生徒へアンケートを実施し、悩みを一人で抱え込まず、援助希求行動がとれるよう、相談がしやすい環境整備を進める。 (4) ゲートキーパー研修の実施 ●校長研修：6月11日(金)ゲートキーパー研修 【講師 衛生部長 馬場 優子】 ・悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援する「ゲートキーパー」として教員が機能するための、管理職のマネジメント ●副校長連絡会：11月30日(月)児童・生徒のSOSへの対応 【講師：帝京平成大学 健康メディカル学部 心理学科 准教授 荘島 幸子】 ・悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援する「ゲートキーパー」として教員が機能するための、管理職のマネジメント ●1年次(初任者)研修：7月7日(火)ゲートキーパー研修 【講師：特定非営利活動法人OVA精神保健福祉士 代表理事 伊藤 次郎 氏】 ・子どものSOSをどうキャッチするか ・どのように対応すべきか(話の聞き方・声のかけ方)

いただいたご意見	・(3)「SOSの出し方等教育」について、実施後に児童生徒から、「どのようなときに話づらいと感じるか」「どうすれば相談しやすい環境となるか」について、受講者である児童生徒から直接意見を聴取したほうが良い。
教育委員会の対応	・「SOSの出し方等教育」実施時にアンケートを実施し、「どのようなときに話づらいと感じるか」「どうすれば相談しやすい環境となるか」を聴取した上で結果を分析し、相談がしやすい環境整備を進めていく。 ※実施状況に内容を反映

足立区いじめ等特別調査委員会の答申を踏まえた区長からの措置要求を受けた教育委員会の対応

足立区いじめ等 特別調査委員会提言	再発防止のための方針 (R8. 1. 30 付教育委員会から区長への回答)	実施状況
第4 子どものストレス要因たる学校の競争的な環境の改善に向けた提言	(1) 区学力調査について、「意識調査」や学校アンケート等から、過度に競争的な環境となり、プレッシャーを与えるものになっていないかという視点で検討を行い、児童生徒一人一人の課題に寄り添い、学習に関する困り感の解消を第一に実施いたします。 (2) 「足立スタンダード」に基づく「安心感を生み出す『小学校・中学校で統一した授業のスタイル』」の実践を徹底し、児童生徒が学習に安心して臨むことができる環境を第一に学習に取り組みつつ、子どもたちの最善の利益の確保を念頭に、そうした理念が特別活動他、日常の学校生活全般に浸透していけるようにしてまいります。	(1) 学校長からの年2回のヒアリングでは、「個のつまずきの把握と解消に有用」との声も受けているが、一部の教員から負担やプレッシャーであるという声があることも承知している。令和9年度からC B T (C o m p u t e r B a s e d T e s t i n g) 化を検討している。実現すれば、採点が自動化され、教員の事務業務についての負担感を解消できる。 (2) 学習者主体の学びへの学習改善を図るため、学校と教育委員会共通の物差しとなる「足立スタンダード×足立区教育D X推進プランのマトリクス」を作成した。安心感を生み出し、心理的安全性を確保した学習環境を創出するという土台の下、各学校が目指す学習スタイルを明確にし、各教員の授業スタイルのバリエーションの拡充や、I C Tスキルの向上に役立てるため、教員、管理職、授業への指導助言を行う指導主事、教科指導専門員が同じ目線で学習活動の改善に活用する。

足立区いじめ等特別調査委員会 委員長からのご意見

いただいたご意見	・本件について、児童生徒の声を聴くような取組をした方が良い。
教育委員会の対応	・第2期足立区教育振興ビジョンを改訂する際、各区立中学校生徒会代表者と教育長及び教育委員4名とで「あだち中学生会議」を開催した。「やる気の出る、理解のしやすい授業とはどんな授業か」について、「教員主導の授業ではなく、生徒が自ら考え、仲間と意見交換をして考えを深めていく授業が生徒にとって、積極的になれて、理解がしやすい」など、生徒たち自身からそうした声を受けている。

足立区いじめ等特別調査委員会提言	再発防止のための方針 (R8. 1. 30 付教育委員会から区長への回答)	いじめ防止基本方針への新設項目・追記項目	
第5 いじめの早期発見の体制整備に関する提言	改訂する「足立区いじめ防止基本方針」に、以下の観点を追記し、各校に周知徹底してまいります。 (1) 「足立区いじめ防止基本方針」の実効的な実践のために、「面談におけるいじめ調査」「いじめ相談各種窓口」「チェックポイントを明らかにしたチェックリスト」を追記し、マニュアルとしての役割を付与すること。 (2) チェックリストを基に、いじめの早期発見につながるよう、各校全教職員が日常的に実践を確認すること。	3 足立区立学校における対策 (3) 足立区立学校の具体的な取組 ア いじめの防止・早期発見に関すること (コ) <u>いじめ一覧表及びいじめ個票の作成、報告【新設】</u> <u>児童生徒のいじめに関する情報を得た教職員は、いじめ一覧表に確実に記入し、速やかに管理職に報告する。また、いじめ一覧表を使って校内教職員といじめの事実及び対応策について共有する。あわせて学校は教育委員会に報告し、学校と教育委員会が随時連携して事案に対応する。さらに、いじめの早期発見のための実効的な実践について、ポイントを明らかにしたチェックリストを活用し、各校全教職員が日常的に確認をする。</u>	
	(3) 各校いじめ防止対策委員会の役割に、「年間計画の作成、全教職員への周知、および年度末の全教職員による確認・検証を行う会議の運営」があることを明記すること。	3 足立区立学校における対策 (2) <u>いじめの防止等の対策のための組織の設置</u> ① <u>【学校いじめ防止対策委員会】【新設】</u> イ <u>役割</u> <u>法第22条に基づき、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。また、年間計画の作成、全教職員への周知、および年度末の全教職員による確認・検証を行う。さらに、いじめ一覧表を活用した情報整理及び対策検討を行い、いじめの早期発見から早期解決につなぐ。</u>	
	(4) 朝会、集会や相談時などの様々な機会で、児童生徒・保護者に対し、各校いじめ防止対策委員会の活動内容とメンバーのほか、「いじめが絶対に許されないこと」「第三者としていじめがあると知った場合にはいじめ防止対策委員会にすぐに知らせしてほしいこと」「相談を受けた際にはいじめを受けた児童生徒、いじめを目撃した児童生徒を徹底して守り通すこと」を確実に周知し、児童生徒が安心して相談に来られるようにすること。	3 足立区立学校における対策 (3) 足立区立学校の具体的な取組 ア いじめの防止・早期発見に関すること (キ) <u>児童生徒・保護者等への意識啓発【追記修正】</u> <u>児童生徒や保護者だけでなく、地域住民や関係機関に対し、学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。保護者、地域を対象に、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）※¹及び開かれた学校づくり協議会※²と連携して、いじめ防止教室を実施する。</u> <u>※1 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）</u> <u>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づくしくみで、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、一定の権限と責任を持ち、教育活動などについて意見を述べることを通じて、保護者、地域の意見を学校運営に反映することを目的としている。</u> <u>※2 開かれた学校づくり協議会</u> <u>学校・家庭・地域の皆さんが力を合わせて地域性を生かした特色ある学校活動を進め、新しい時代を切り拓く児童・生徒の「たくましく生き抜く力」や「豊かな心」を育てていく取り組みである。足立区では全校に「開かれた学校づくり協議会」を設置し、区を挙げて取り組んでいる。</u>	改訂前 いじめ防止基本方針 3 足立区立学校における対策 (3) 足立区立学校の具体的な取組 ア いじめの防止・早期発見に関すること キ 保護者への意識啓発 保護者会で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。保護者、地域を対象に、学校がいじめ防止教室を実施する。

	(5) いじめアンケートに、いじめ防止対策委員会の組織に関する情報を周知するとともに、認知をしているかどうか回答する欄を設けること。	2 足立区教育委員会における対策 (3) 足立区教育委員会の具体的な取組 ア いじめ防止・早期発見に関すること (オ) アンケート調査の実施 足立区立学校の児童生徒を対象に年3回のアンケートを実施し、いじめが発見された場合は必要な措置を講じ解消まで追跡して調査を行う。調査結果について<u>区長、区議会及び「対策委員会」に報告する。また、アンケートには学校いじめ防止対策委員会の組織に関する情報を周知するとともに、認知しているかどうかの回答欄も設け、認知度を計測する。</u> 3 足立区立学校における対策 (3) 足立区立学校の具体的な取組 ア いじめの防止・早期発見に関すること【追記】 (ク) いじめ相談窓口の案内・拡大 学校内にいじめ相談箱を設置するほか、<u>学校いじめ防止対策委員会がいじめ相談窓口であることを周知し、児童生徒が安心して相談に来られるようにする。</u>	改訂前 いじめ防止基本方針 3 足立区立学校における対策 (3) 足立区立学校の具体的な取組 ア いじめの防止・早期発見に関すること ク いじめ相談窓口の拡大 学校内にいじめ相談箱を設置する。
	(6) いじめが疑われる事実を取りまとめる「いじめ一覧表」について、各教員が確実に記入すること、いじめ防止対策委員会において、一覧表を活用した情報整理及び対策検討を行い、情報共有することで、いじめの早期発見から早期解決につないでいくこと。	3 足立区立学校における対策 (3) 足立区立学校の具体的な取組 ア いじめの防止・早期発見に関すること <u>(コ) いじめ一覧表及びいじめ個票の作成、報告【新設】</u> <u>児童生徒のいじめに関する情報を得た教職員は、いじめ一覧表に確実に記入し、速やかに管理職に報告する。また、いじめ一覧表を使って校内教職員といじめの事実及び対応策について共有する。あわせて学校は教育委員会に報告し、学校と教育委員会が随時連携して事案に対応する。さらに、いじめの早期発見のための実効的な実践について、ポイントを明らかにしたチェックリストを活用し、各校全教職員が日常的に確認をする。</u>	

いただいたご意見	・自死、いじめを含め、事故が起きた後の対応について、「何が起きたらどうするか」を、わかりやすく示すとともに、実際に起きた時を想定した訓練等を実施したほうが良い。
教育委員会の対応	・いじめ、自死が起こった際の対応について、基本方針にフローチャートを掲載した。いじめ防止等の各種対策と合わせて、事例を基としたシミュレーション中心の研修を、生活指導主任連絡会、副校長連絡会等で実施し、事案発生時に迷いなく動けるよう準備をしていく。

足立区いじめ等特別調査委員会の答申を踏まえた区長からの措置要求を受けた教育委員会の対応		
足立区いじめ等特別調査委員会提言	再発防止のための方針 (R8. 1. 30 付教育委員会から区長への回答)	実施状況
第6 生徒の自死事案における事後対応に関する提言	(1) いじめ等の調査を担う常設委員会の委員の専門性の確保と選任過程の見直しに関して ア 最新の国のガイドラインに則った第三者性の高い調査を実施するため、令和8年1月に「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」を設置いたしました。 イ 同委員会では、調査委員は案件ごとに、職能団体に推薦を依頼することとしています。 ウ 従前の「足立区教育委員会いじめ問題等対策委員会」は、平時のいじめ対策への提言等を担う機関とし、役割を整理いたしました。 (2) 生徒の自死事案の調査における遺族から聴き取り等のあり方の見直しに関して ア 「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」の委員と協議し、生徒の自死案件等の調査において、指針に則った保護者・遺族等からの聴き取り等を行い、事実確認のみならず、丁寧な背景調査、それに基づく再発防止策を立案してまいります。 イ 教育委員会と区長部局は、日頃から関連法令に関する理解を深め、いじめ等重大事態が発生した際にそれぞれの部局が果たす役割を相互に確認し、より円滑な連携を図れるよう努めてまいります。	(1) 「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」については、令和8年2月27日、1件のいじめ重大事態について条例施行後初めて調査を諮問した。その際、本事案の調査を目的として設立した委員会であることを確認するとともに、委員については職能団体に推薦を依頼し、選定した。 「足立区教育委員会いじめ問題等対策委員会」については、いじめアンケートやいじめ個票、各種研修の結果を報告し、改善に向けた具体的な指導助言を提言していただく。 (2) 生徒の自死案件等の調査において、学校を主体とした「基本調査」を遅滞なく実施し、教育長及び区長に報告をする。詳細調査への移行の際には、保護者・遺族等の聞き取り等を丁寧に行うとともに、「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例」に基づき、委員を選定して諮問を行えるよう、条例改正手続きを進めている。いじめが疑われる場合には、「いじめ重大事態調査」をガイドラインに沿って実施する。 教育委員会と区長部局は、いじめ対策、自殺対策について連携を密にし、重大事態等の発生状況を共有するとともに、ガイドラインに沿った調査の実施、保護者との連絡について、連携して対応していく。

足立区いじめ等特別調査委員会 委員長からのご意見

いただいたご意見	・重大事態調査について、第三者性を確保して実施する形が整っている。現場の不安の解消のため、対応が見える化されているとよい。
教育委員会の対応	・いじめ、自死が起こった際の対応について、基本方針にフローチャートを掲載した。いじめ防止等の各種対策と合わせて、事例を基としたシミュレーション中心の研修を、生活指導主任連絡会、副校長連絡会等で実施し、事案発生時に迷いなく動けるよう準備をしていく。

足立区いじめ防止基本方針の一部改定（案） 新旧対照表

改正前	改定後
足立区いじめ防止基本方針 平成 26 年 2 月 6 日決定	足立区いじめ防止基本方針 平成 26 年 2 月 6 日決定 令和 8 年●月●日改定
いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。 しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。 足立区は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下、「法」という）第 12 条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「足立区いじめ防止基本方針」を策定する。	いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。 しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。 足立区、<u>足立区教育委員会</u>は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定 <u>（最終改定平成 29 年 3 月 14 日）</u>。以下「<u>国の基本的な方針</u>」という。))）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「<u>足立区いじめ防止基本方針</u>」（以下「<u>区基本方針</u>」という。）を策定した。そのような中、「<u>いじめ重大事態の調査に関するガイドライン</u>」（令和 6 年 8 月改訂版）（以下「<u>いじめガイドライン</u>」という。）の改訂が行われた。いじめは、<u>子どもの生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす問題であることから、学校におけるいじめ防止対策のための対策が形骸化することのないよう、その取組状況について、不断に検証し改善を図ることが必要であることから、「区基本方針」を改定する。</u>
第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方 1 いじめの定義 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。 2 足立区いじめ防止基本方針策定の目的 いじめ問題への対策を足立区・教育委員会と学校が主体的かつ相	第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方 1 いじめの定義 <u>区基本方針において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身に苦痛を感じているもの」</u>（法第 2 条）をいう。 2 <u>区基本方針</u> 策定の目的 <u>区基本方針は、いじめはどの学校でもどの児童生徒にも起こり得るとい</u>

互に連携を図りながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、区全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。なお、本方針は、いじめ問題対策の推進のために必要に応じ随時内容の見直しを行うものとする。

3 いじめの防止に向けた方針

(1) 足立区の方針

ア 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、国の定めた「いじめの防止に関する基本的な方針」に基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を足立区・教育委員会が総合的に策定し、実施する。

イ いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

ウ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。

エ 児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

(2) 足立区立学校の方針

ア あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

イ 児童生徒が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童生徒の発達段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

ウ いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

エ いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、

う認識の下、足立区、足立区教育委員会及び足立区立学校が、相互に連携を図りながら主体的にいじめ問題への対策を進めるための基本方針を定めるものである。あわせて、法が規定するいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、足立区全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめの早期発見・早期対応に取り組むことを目的に策定し、必要に応じ随時内容の見直しを行う。

3 いじめの防止に向けた 各機関の 方針

(1) 足立区の方針

足立区、足立区教育委員会は、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、国の基本的な方針に基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に策定し、実施する。

(2) 足立区教育委員会の方針

ア 足立区教育委員会は、いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った児童生徒等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関等との連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

イ 足立区教育委員会は、学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を区立学校へ指導・助言する。

ウ 足立区教育委員会は、児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

(3) 足立区立学校の方針

ア 足立区立学校は、あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

イ 足立区立学校は、児童生徒が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童生徒の発達の段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるように指導、支援する。

ウ 足立区立学校は、いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

エ 足立区立学校は、いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの未然防止・早期発見に

学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

オ 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

(新設)

努めるとともに、その対応については、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

オ 足立区立学校は、相談窓口（原則、担任及び学校に応じて設置する担当者）を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて、児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

第2 いじめ防止等における対策

1 足立区における対策

(1)「足立区いじめ等調査委員会」の設置

足立区は、法第30条第2項の定める附属機関として、足立区いじめ等調査委員会設置条例に基づき、「足立区いじめ等調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を適宜設置する。

ア 構成員

調査委員会は、職能団体等から推薦された有識者5人以内をもって組織する。

イ 役割

調査委員会は、区立学校等において、いじめ等が認められる場合、その事実の確認、いじめ等の再発防止のための必要な調査を行う（足立区いじめ等調査委員会設置条例第1条）。

(2) 足立区の具体的な取組

いじめの進行による自殺リスクの高まりへの対応として、教育委員会と連携し以下のとおり取り組む。

ア SOSの出し方等教育

区の保健師又は学校の教員により実施。

児童生徒が自分で自分を大切にするとともに、不安や悩みへの対処方法を理解し、現在起きている危機的状況、または今後起こり得る危機的状況に対応するためのSOS（援助希求行動）の出し方について学習する。

イ 教員向けゲートキーパー研修

職層（校長、副校長、中堅教諭、初任者など）に応じて実施。

児童生徒の発するSOSへの気づき方や対応方法などを学ぶことで、児童生徒がSOSを出しやすい環境の整備に結び付ける。

ウ 児童生徒向け相談窓口一覧カードの作成・配布

小・中学生向け、不登校の児童生徒向けの相談窓口一覧カードを

第2 いじめ防止等のために足立区教育委員会が実施する施策

1 「足立区いじめ問題対策連絡協議会」の設置

足立区は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例等により、区長を長とし、教育委員会、関連機関代表、警察署、児童相談所、民生委員等により構成される「足立区いじめ問題対策連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という）を設置する。開催は年2回とするが、必要な時には臨時に招集するものとする。

（新設）

作成・配布。

児童生徒が悩んだときや困ったときに相談できる場所を周知し、SOSを出せる先を増やす。

エ 保護者向けリーフレットの作成・配布

SOSの出し方等教育を受講した児童生徒を通して保護者向けリーフレットを配布。

「こどものこころのSOSに気づくために」と題し、対応のポイントをまとめ悩みやストレスを抱えやすい子どもたちの内面に目を向けてもらえるようにする。

オ 児童生徒に配布しているタブレット端末の活用

児童生徒に配布しているタブレット端末に「SOSフィルター」を一括でインストール。

児童生徒が深刻な悩みや「いじめ」「死にたい」等の自殺につながる恐れのある語句を検索した際、悩みにあった窓口やセルフケアの方法をまとめたポップアップを表示する。

2 足立区教育委員会における対策

（削除）

（1）「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」の設置

法第28条第1項に規定する重大事態等の調査を公平・中立に実施するため、足立区教育委員会の附属機関として、足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会（以下「重大事態等調査委員会」という。）を適宜設置する。

ア 構成員

重大事態等調査委員会は、職能団体等から推薦された有識者5人以内をもって組織する。委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有す

2 「足立区いじめ問題対策委員会」の設置

足立区教育委員会は、法第 14 条第 3 項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例等により学識経験者、弁護士、臨床心理士、教育委員会が適当と認める者等で構成される「足立区いじめ問題対策委員会」（以下、「対策委員会」という）を設置する。開催は年 3 回とするが、必要な時には臨時に招集するものとする。

3 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 心の教育の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 教職員のいじめ防止研修の実施

いじめ防止研修会、教育相談研修会、人権教育研修会、必修研修会（初任者・新規採用者研修会等）など経験や職層に応じた、いじめ防止研修を計画的に実施する。

る者ではないものの推薦を各職能団体に求め、当該調査の中立性・公平性を担保する。

イ 役割

重大事態等調査委員会は、区立学校等において、法第 28 条第 1 項に規定するいじめ重大事態等が認められる場合、その事実の確認、いじめ等の再発防止のための必要な調査を行う（足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例第 1 条）。

(2) 「足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会」の設置

足立区教育委員会の附属機関として、足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会設置条例に基づき「足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を常設設置する。対策委員会の開催は年 3 回以内とするが、必要に応じ臨時に委員長が招集するものとする。

ア 構成員

学識経験者、弁護士及び教育委員会が適当と認める者等により構成する。

イ 役割

いじめへの対処又は同種の事態の再発防止のために区が執るべき措置に関することについて審議・答申する。

(3) 足立区教育委員会の具体的な取組

ア いじめ防止・早期発見に関すること

(ア) 心の教育の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る よう学校に指導助言を行う。

(イ) 教職員のいじめ防止研修の実施

いじめ防止研修会、教育相談研修会、人権教育研修会、必修研修会（一年次研修会等）など経験や職層に応じた、いじめ防止研修を計画的に実施する。SOS の出し方等教育について、生活指導主任及び養護教諭を対象とした研修を実施する。子どもが自らの心の状況について早期に問題意識を形成し、それにいかに対処する

ウ スクールカウンセラーの派遣

全校にスクールカウンセラーを定期的に派遣し、いじめの実態把握に役立てるとともに、いじめを受けた児童生徒のケアや相談に応じることができるようにする。

エ いじめ相談窓口の拡大

既存のいじめ電話相談に加え、メールによる24時間相談受付を開始する。

オ アンケート調査の実施

児童生徒を対象に年3回のアンケートを実施し、いじめが発見された場合は必要な措置を講じ解消まで追跡して調査を行う。調査結果について「対策委員会」に報告する。

カ 指導訪問におけるいじめの実態把握

指導主事が学校を訪問する際に、管理職からの聴き取りや授業観察等をとおして、いじめについての実態把握を行う。

(新設)

べきなのか、理解促進を図る。

(ウ) スクールカウンセラーの派遣

いじめの早期発見やいじめの実態把握を行うとともに、いじめを受けた児童生徒のケアや相談に応じることができるようにするため、全足立区立学校にスクールカウンセラーを定期的に派遣する。

(エ) いじめ相談窓口の拡大

既存のいじめ電話相談に加え、メールによる24時間相談受付を実施する。また、足立区公式ホームページに「学校でのいじめ相談」を設けるとともに、児童生徒用タブレットからもいじめ相談を受け付ける。

(オ) アンケート調査の実施

足立区立学校の児童生徒を対象に年3回のアンケートを実施し、いじめが発見された場合は必要な措置を講じ解消まで追跡して調査を行う。調査結果について区長、区議会及び「対策委員会」に報告する。また、アンケートには学校いじめ防止対策委員会の組織に関する情報を周知するとともに、認知しているかどうかの回答欄も設け、認知度を計測する。

(カ) 指導訪問におけるいじめの実態把握

指導主事が学校を訪問する際に、管理職からの聴き取りや授業観察、いじめ一覧表やいじめ個票等をとおして、いじめやいじめ事案の対応等についての実態把握を行う。

(キ) 教職員との「応答的」かつ「可変的」な関係性^{※1}の構築

教職員と児童生徒が、常に話し合い、コミュニケーションをとることができる、「応答的」かつ「可変的」な関係性を構築するため、教職員が自らの思いを一方的に押し付けるのではなく、生徒の行動やその背景について生徒自身の意見や思いに耳を傾け、一旦それを受容し、いかなる応答がよいのかを考える。

「生徒指導提要（文部科学省 令和4年12月）」に示される「不適切な指導」にあたる行為^{※2}を厳に慎み、指導後のフォローを必ず実施することについて、生活指導研修を通じて、周知徹底する。

児童生徒の最善の利益を十分配慮し、その年齢及び発達の段階に応じてその意見を尊重し、一人一人を大切にした教育を行う。

(新設)

(新設)

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめを受けた児童生徒を最優先

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考えるとともに、いじめを行った児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。

※1 「応答的」かつ「可変的」

応答的：相手のサインや言葉、環境の変化を適切に察知し、適切かつ迅速に対応すること

可変的：状況や相手の成長、ニーズに合わせて、対応を柔軟に変化させること。

※2 不適切な指導

大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。

児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。等

(ク) 精神健康の課題の早期発見・早期対応

1人1台端末を用いたいじめアンケート等を定期的実施し、その結果を学級担任、管理職、養護教諭、スクールカウンセラー等が速やかに共有できる体制を構築する。ふれあい月間、児童生徒全員面接や日常の指導の中で、精神健康の課題を見い出した際、速やかに養護教諭やSCとの面談を設定し、SSWや医療機関につなげていく。

(ケ) 「いじめ一覧表」を活用した組織的な対応

いじめが疑われる事実を取りまとめる「いじめ一覧表」の作成を学校に依頼し、各教員が確実に記入すること、各校の学校いじめ防止対策委員会において、「いじめ一覧表」を活用した情報整理及び対策検討を行い、情報共有することを通し、いじめの早期発見から早期解決につないでいく。

イ いじめの対応に関すること

(ア) 関係する児童生徒の安全確保及び加害児童生徒への措置

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考えるとともに、いじめを行った児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。

イ 迅速な調査

教育委員会が学校からいじめの報告を受けたときは、当該学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。調査結果について「対策委員会」に報告する。

(新設)

ウ 関係機関との連携

教育委員会は平常時から児童相談所や警察等の関係機関と情報交換を行い、連携を図る。

(新設)

第3 いじめ防止等のために足立区立学校が実施する施策

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校は、法第13条の規定、及び「足立区いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、いじめが進行した場合の対

(イ) 迅速な組織的対応

教育委員会が 足立区立 学校からいじめの報告を受けたときは、当該学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は 当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

(ウ) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて、誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、書き込みを行った子どもに対して直ちに指導を行い、同時に、被害の子どもへの心のケアを行うとともに、その内容の拡散防止の徹底を図る。必要に応じて、警察と連携し、警察の指示のもとに対応する。特に、SNSを通じて行われているいじめに該当する行為が明らかになった場合は、グループの子ども全員に対して、不適切な通信内容について指導するとともに、被害の子どもへの精神的苦痛を理解させ、どのように関係を修復するかなどを話し合わせたり、助言したりする。

(エ) 関係機関との連携

教育委員会は、平時 から児童相談所や警察等の関係機関と情報交換を行い、連携を図る。特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子どもへの反省が見られない場合など、被害の子どもへの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事例については、ためらうことなく直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

(オ) 雑則

教育委員会および区長部局は、いじめへの対処にあたり、当該いじめ重大事態の解決を共通の目的として、その目的を達成するために適宜情報を共有する。

3 足立区立学校における対策

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

足立区立 学校は、法第13条及び 区基本方針 に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方針、内容等を定める「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、いじめが進行した場合の対処の仕方などを盛り込む。

処の仕方などを盛り込む。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。日頃からいじめの問題等、児童生徒の指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生活指導部会」等、既存の組織を活用することができる。

いじめ防止対策委員会は、学校基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、開かれた学校づくり協議会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

足立区立学校は、法第 22 条の定める学校におけるいじめの防止等の対策のための組織として、学校いじめ防止対策委員会を設置する。設置にあたっては、日頃からいじめの問題等、児童生徒の指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生活指導部会」等の既存の組織を活用することができる。また、各足立区立学校は、校務分掌上の組織として、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む組織として、「学校サポートチーム」を設置する。校長は、必要に応じて学校サポートチームを招集する（「いじめ総合対策【第3次】」令和7年6月東京都教育委員会より）。

① 【学校いじめ防止対策委員会】

ア 構成員

当該学校の管理職、養護教諭、スクールカウンセラー、生活指導主任、学年主任、教務主任等複数の教職員によって構成する（既存の生活指導部等の組織を活用することができる）。

イ 役割

法第 22 条に基づき、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。また、年間計画の作成、全教職員への周知、および年度末の全教職員による確認・検証を行う。さらに、いじめ一覧表を活用した情報整理及び対策検討を行い、いじめの早期発見から早期解決につなぐ。

② 【学校サポートチーム】

ア 構成員

保護者代表、児童相談所職員、スクールソーシャルワーカー、保護司、民生・児童委員、スクールサポーター（警察）、福祉関係部署職員等によって構成する。

イ 役割

法第 22 条に基づく学校いじめ防止対策委員会を支援する組織として、学校だけでは解決できない事案や児童生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図る。

3 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 心の教育の充実

学校公開において、いじめに関する授業を年1回以上、実施する。「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

イ 児童会・生徒会の活性化

「いじめ防止月間」を11月に設定し、児童会・生徒会が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援をする。

ウ 学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。

エ 校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

オ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童生徒の観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童生徒のケアができるようにする。

カ 児童生徒の自己有用感の高揚

すべての児童生徒に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童生徒一人ひとりに自信をもたせる。

キ 保護者への意識啓発

保護者会で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。保護者、地域を対象に、学校がいじめ防止教室を実施する。

(3) 足立区立学校の具体的な取組

ア いじめの防止・早期発見に関すること

(ア) 心の教育の充実

いじめに関する授業を年3回以上計画し、実施する。その内、学校公開において、いじめに関する授業を年1回以上、実施する。

「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達の段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

(イ) 児童会・生徒会の活性化

児童会・生徒会が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。特に11月を「いじめ防止期間」とし、活動の活性化を図る。

(ウ) 学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備等を行い、ルールを守る意識を高揚させ、規範意識を高める。

(エ) 校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

(オ) スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間に児童生徒の観察を行い、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童生徒のケア を行う。

(カ) 児童生徒の自己有用感の高揚

すべての児童生徒に活躍の場を 設定する とともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童生徒 一人一人に自己有用感 をもたせる。

(キ) 児童生徒・保護者等への意識啓発

児童生徒や保護者だけでなく、地域住民や関係機関に対し、学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。保護者、地域を対象に、開かれた学校づくり協議会^{※1}や、コミュニティ・スクール^{※2}においては学校運営協議会と連携して、いじめ防止教室を実施する。

ク いじめ相談窓口の拡大
学校内にいじめ相談箱を設置する。

ケ 面談におけるいじめ調査
三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認
を行い、相談に応じる。

(新設)

※1 開かれた学校づくり協議会

学校・家庭・地域の皆さんが力を合わせて地域性を生かした
特色ある学校活動を進め、新しい時代を切り拓く児童生徒の
「たくましく生き抜く力」や「豊かな心」を育てていく取り組
みである。足立区では全校に「開かれた学校づくり協議会」を
設置し、区を挙げて取り組んでいる。

※2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づくし
くみで、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議
会が設けられ、一定の権限と責任を持ち、教育活動などについ
て意見を述べることを通じて、保護者、地域の意見を学校運営
に反映することを目的としている。

朝会、集会や相談時などの様々な機会、児童生徒・保護者に対
し、各校の学校いじめ防止対策委員会の活動内容とメンバーのほ
か、「いじめが絶対に許されないこと」「第三者としていじめがある
と知った場合には学校いじめ防止対策委員会にすぐに知らせてほ
しいこと」「相談を受けた際にはいじめを受けた児童生徒、いじめ
を目撃した児童生徒を徹底して守り通すこと」を確実に周知し、児
童生徒が安心して相談に来られるようにする。

(ク) いじめ相談窓口の案内・拡大

学校内にいじめ相談箱を設置するほか、学校いじめ防止対策委員
会がいじめ相談窓口であることを周知し、児童生徒が安心して相談
に来られるようにする。

(ケ) 面談におけるいじめ調査

三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認
を行い、相談に応じる。

(コ) いじめ一覧表及びいじめ個票の作成、報告

児童生徒のいじめに関する情報を得た教職員は、いじめ一覧表に
確実に記入し、速やかに管理職に報告する。また、いじめ一覧表を
使って校内教職員といじめの事実及び対応策について共有する。あ
わせて学校は教育委員会に報告し、学校と教育委員会が随時連携し
て事案に対応する。さらに、いじめの早期発見のための実効的な実
践について、ポイントを明らかにしたチェックリストを活用し、各

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめを受けた児童生徒を最優先

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

イ 迅速な調査

早急に全容を解明するため、児童生徒からの聴き取りなどを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童生徒の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果については教育委員会に報告する。

ウ 関係機関との連携

こども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。いじめを行った児童生徒について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。

校全教職員が日常的に確認をする。

イ いじめの対応に関すること

(ア) いじめを受けた児童生徒の安全確保を最優先

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

(イ) 迅速な調査 及び記録の作成

学校がいじめまたはいじめの疑いがあると認めた場合には、早急に全容を解明するため、学校いじめ防止対策委員会において組織的かつ迅速に調査する。関係教職員や児童生徒から聞き取った実態を整理し、客観的事実と主観的評価（推測）を厳格に分離し、「いつ、誰が、何をしたか」を記録する。学校は、作成した記録を基にいじめ個票等を作成のうえ、教育委員会に報告する。学校はいじめの事実及び学校の対応について、いじめに関わった児童生徒の保護者に報告し、協力を要請するとともに、いじめの解消[※]に向けて教育委員会と連携して対応する。

※ いじめの解消

以下に示す2つの条件が満たされていることを含め、学校いじめ防止対策委員会が子どもの状況等を総合的に検討したうえで、校長が判断する。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。
- ② 被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(ウ) 関係機関との連携

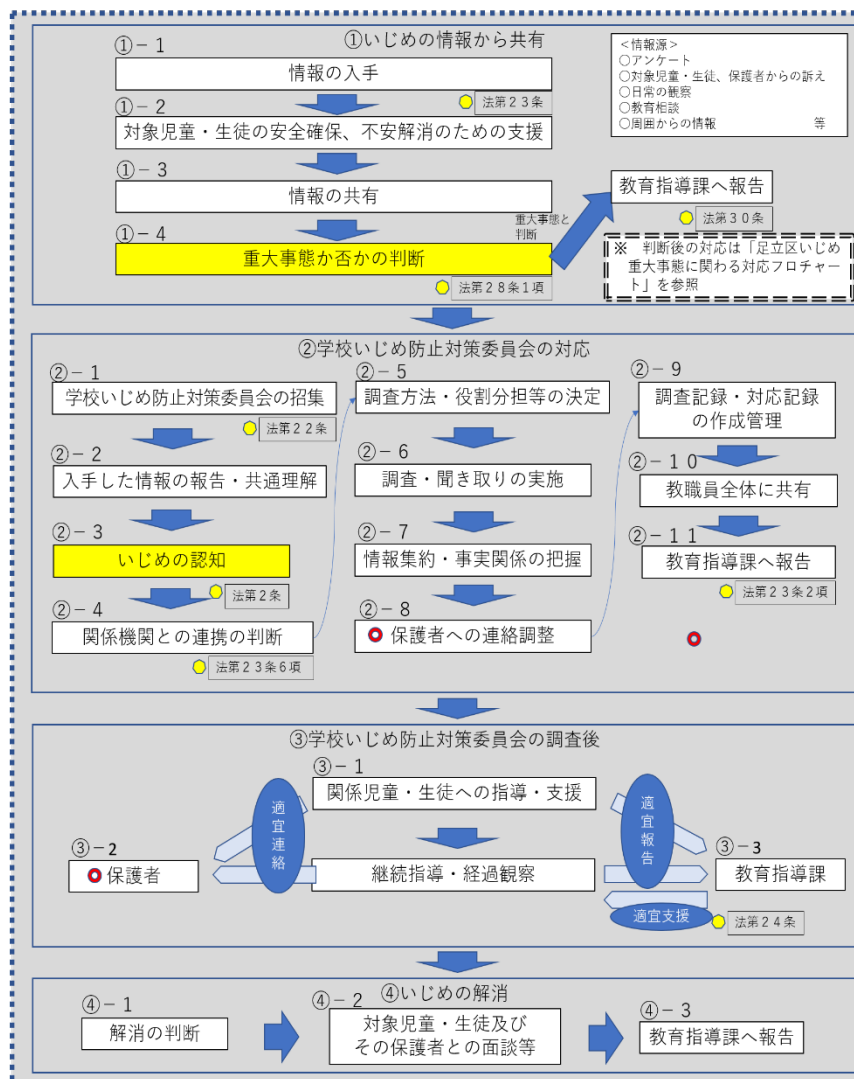
こども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。いじめを行った児童生徒について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子どもの反省が見られない場合など、被害の子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考える事例については、ためらうことなく直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

(新設)

足立区いじめ対応フローチャート

足立区教育委員会
教育指導部教育指導課

○「いじめ防止対策推進法」(以下法)および「いじめ防止等のための基本的な方針」(以下方針)に基づき、いじめの疑いのある事案については全ての以下のフローチャートに沿った対応を原則とし、組織的に早期対応による解決を目指す。いじめ重大事態と判断した場合は、学校は随時教育委員会に報告し連携して対応する。



いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
①被害者に対するいじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3カ月継続していること。
②被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが被害者およびその保護者との面談等により認められること。
※ 「学校いじめ防止対策委員会」が被害児童・生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ対応の基本的な対応チェックリスト(足立区立学校)も併せて参照する

● 根拠法令
● 要保護者連絡

第4 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(新設)

第3 重大事態への対処

1 重大事態の定義

重大事態は、法第28条第1項において以下のように定義されている。

- | | |
|-----|--|
| 第1号 | いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 |
| 第2号 | いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合 (第1号) とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

(2) 相当の期間 (法第28条第1項第2号) について、国の基本的な方針は、不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。

ただし、日数だけではなく、生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく教育委員会と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。

2 児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応

「いじめガイドライン」において、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申告があったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして法第28条の規定に基づき報告・調査に当たる必要があるとしている。

なお、申立て時点において、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認

(新設)

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

(新設)

できていない場合には、児童生徒の保護や、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要であり、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ防止対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。

法第28条第1項では、「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う必要がある。

3 重大事態調査（法第28条第1項）の概要

「いじめガイドライン」において、重大事態調査は、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため」に行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない」とされている。

区において、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき又はいじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが生じた段階から教育委員会又は学校による調査の実施に向けた取組を開始し、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生再発防止に資するために調査を行う。

4 重大事態発生時の対応

(1) 教育委員会への報告

学校は、いじめにより 重大事態 に該当する又は重大事態に該当する可能性のある案件が発生した場合には、速やかに教育委員会へ報告する（法第30条第1項）。報告の際には、いじめの重大事態に係る報告書（いじめ個票等）を提出する。

(2) 教育委員会の判断・報告

教育委員会は、学校からの報告を受けた場合、重大事態に該当する可能性のある案件については学校と協議のうえ、重大事態に該当するか否かを迅速かつ適切に判断する。重大事態と判断した全ての案件について、区長に報告する。

(新設)

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会において調査を実施する。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、教育委員会の調査と並行して、区長による調査を実施する。

(4) 調査を行うための組織

教育委員会が重大事案であると判断した場合、教育委員会は「対策委員会」を招集し、調査にあたる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、網羅的に明確にすることである。民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

(3) 資料の収集・保存

ア 資料の収集

学校においては、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取り組むことが求められる。学校が定期的に実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ防止対策委員会等における会議の議事録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録等は調査の基礎資料として活用する。

イ 資料の保存

教育委員会又は学校が定める文書管理規則に基づき、関係資料の保存期間を明確に定め、収集した資料や重大事態調査を行った後の調査報告書の保存期間は国の指導要録の保存期間を踏まえて定める。

5 調査組織の設置

(1) 調査主体、調査組織

教育委員会が調査主体となり、「重大事態等調査委員会」（区基本方針 P.3 参照）に諮問し調査を行うか、学校における組織で調査を行う。

(2) 重大事態等調査委員会への諮問と答申

「いじめガイドライン」においては、「対象児童生徒や保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となることが望ましい※」とある。公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制として、教育委員会は、重大事態の有無や実態調査の結果を踏まえた対応方針、再発防止策等について、「重大事態等調査委員会」に対して諮問し、答申を受ける。

※ 第三者

国の基本方針において、「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」と示されている。

(3) 学校主体による調査

学校主体の調査となる場合も法第 28 条第 3 項に基づき、教育委員会が学校に対して必要な指導及び適切な支援を行う。「いじめガイドライン」により、各学校に設置されている学校いじめ防止対策委員会のほか、

(新設)

必要に応じて、弁護士、医師、SC、SSW等の専門家が参画して調査を実施する。

6 調査内容

(1) 児童生徒・保護者に対する調査実施前の事前説明

重大事態の調査は、「事実関係を明確にする」ことを目的とするもの（法第28条第1項）であり、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を調査し、時系列に整理するなどの方法で事実を明確にしなければならない。

このことを念頭に、「重大事態等調査委員会」において当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定し、教育委員会が「いじめガイドライン」の定める説明事項を調査実施前に児童生徒・保護者に対して説明したうえで、適切に調査を進める。

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項（「いじめガイドライン」より）】

- ① 重大事態の別・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査は応報や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項（「いじめガイドライン」より）】

- ① 調査の根拠、目的
- ② 調査組織の構成
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
- ⑥ 調査結果の提供
- ⑦ 調査終了後の対応

(新設)

(新設)

(6) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。

(新設)

(2) 調査の進め方

「いじめガイドライン」に則り、アンケート調査や聴き取り調査を実施する。

ア 調査全体の流れ

調査の進め方、スケジュールは上記のとおり調査組織において決定するが、例えば、以下のような流れが想定される。

- ① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認
- ② 対象児童生徒・保護者からの聴き取り
- ③ 聴き取りやアンケート調査等の実施
- ④ 事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）
- ⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
- ⑥ 報告書の作成、取りまとめ

7 調査の情報提供及び報告について

(1) 調査報告書の作成

報告書の作成に当たっては、学校の設置者及び学校が作成する場合であっても、「なぜ本校でこのような事案が発生したのか」「このような状態になったのはどのような対応が不適切だったのか」等の視点をもちつつ、「いじめガイドライン」で示される標準的な項目等を参考にして作成する。

また、公表することも念頭におきつつ報告書作成に当たっては、プライバシーや人権に配慮する。

(2) 関係者への説明

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を説明する（法第28条第2項）。説明に際して、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

(3) 関係者からの所見書の提出

教育委員会は、関係者に対して、調査結果を区長に報告する際に、関係者からの所見書を合わせて提出することが可能であることを説明する。その際、意向の確認や提出する場合はいつまでに提出するかを指定する。

(新設)

(新設)

(新設)

(4) 結果報告

教育委員会は、調査結果 とその後の対応方針について 区長に報告する。

調査結果を区長に報告する際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

(5) 学校及び教育委員会の対応の検証・再発防止策の提言

教育委員会は、法、国・地方の基本方針や学校いじめ防止基本方針等に沿った対応が行われていたか、学校いじめ防止対策委員会をはじめ学校内の体制が機能していたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどを検証する。

再発防止の観点からは、法第 28 条で定められている「当該重大事態と同種の事態の発生の防止」を実効的なものにするため、日頃のいじめ防止等対策及び事案の発生後の対応について真摯に分析・整理する。

(6) 調査結果の公表

調査結果については、原則として公表する。公表する範囲は、「足立区いじめ重大事態に関する調査報告書の公表について（令和 8 年●月策定）（以下「いじめ重大事態公表指針」という。）」及びいじめガイドラインの記載の事項を総合的に勘案し、判断する。（別添 いじめ重大事態公表指針 参照）

(新設)

足立区いじめ重大事態に関わる対応フローチャート

足立区教育委員会
教育指導部教育指導課

○「いじめ防止対策推進法」(以下法)および「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(以下ガイドライン)に基づき、重大事態発生時には以下のフローチャートに沿った対応を行う。

いじめ重大事態の定義※法第28条第1項

- 1 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより児童等が相当の機関学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



2 調査結果の報告を受けた区長による再調査及び措置

(1) 再調査

報告を受けた区長は、当該報告に係る重大事態の対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めた場合は、再調査を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適切な方法で調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により、区長が委嘱する委員により構成される「足立区いじめ調査委員会」を設置する。

(新設)

8 区長による再調査（法第30条第2項）及び措置

(1) 再調査の趣旨

上記7（4）の報告を受けた区長は、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第28条第1項に基づき重大事態等調査委員会が行った重大事態の調査の結果について、法第30条第2項の調査（以下「再調査」という。）を行う。

(2) 再調査を行う組織

制度上、再調査制度が設けられていることを踏まえ、再調査を担当する部署として区では総務部を事務局として体制構築を図っている。再調査を実施する組織については、足立区いじめ等調査委員会設置条例により調査委員会を設置する。

調査委員会は、区長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではないものの推薦を各職能団体に求め、当該調査の中立性・公平性を担保する。

再調査の実施にあたって保護者の要望や事案に適した人選を速やかに行う必要があることから、教育委員会は当該重大事態発生後、総務部とも状況を共有する。

(3) 再調査実施の判断

区長は、教育委員会から重大事態等調査委員会による重大事態の調査結果の報告を受けたときは、「いじめガイドライン」の定める法第30条第2項の区長による再調査の実施の判断基準を踏まえ、再調査の実施の可否について判断する。

再調査実施の判断基準（「いじめガイドライン」より）

ア 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合

イ 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合

ウ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(4) 再調査の実施

区長は、法第 30 条第 2 項に基づく再調査が必要と認めるときは、調査委員会に再調査を諮問し、区長から諮問を受けた調査委員会は、教育委員会による調査と同様に、いじめガイドライン等に則り適切な方法で事実の確認、再発防止のための調査を行う。

(5) 関係者への情報提供

調査委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、再調査によって明らかになった事実関係を説明する（調査委員会設置条例施行規則第 6 条第 3 項）。説明に際して、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

(6) 再調査結果の報告及び説明

調査委員会は、再調査結果と再発防止策を区長へ答申する（調査委員会設置条例第 3 条第 1 項柱書、同施行規則第 6 条第 1 項）。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、調査報告書の説明を受けた所見をまとめた文書の提供を受け、再調査結果の報告に添える。

(7) 再調査の結果を踏まえた措置等

区長と教育委員会は再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる（法第 30 条第 5 項、調査委員会設置条例施行規則第 6 条第 5 項）。

調査結果について、区長は個々の事案の内容やいじめ重大事態公表指針、いじめガイドライン等を総合的に勘案し、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら公表範囲を定め、その結果を公表（議会への報告等）する（法第 30 条第 3 項、調査委員会設置条例施行規則第 6 条第 4 項）。

◆「自殺が起きた時の背景調査」といじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」に係る調査の関係性

1 背景調査の概要

児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和7年12月文部科学省改訂版）（以下「背景調査の指針」という。）において、「自殺は一般的に、様々な原因からなる複雑な現象であると言われており、その原因が特定されない場合が少なくないが、自殺に至る過程を丁寧に探ることで初めて、自殺に追い込まれる心理の解明や適切な再発防止策を打ち立てることが可能となるため、学校の設置者（公立学校の場合は設置する地方公共団体の教育委員会、私立学校の場合は学校法人、国公立大学に附属して設置される学校の場合は国公立大学法人、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する学校設置会社が設置する学校においては、当該学校設置会社。以下同じ。）及び学校において背景調査を実施することが必要となる。背景調査は、「基本調査」と「詳細調査」から構成される調査であり、その後の自殺防止に資する観点から、万が一児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が起きたときに、学校の設置者及び学校が主体的に行う必要がある」とされている。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、背景調査の指針に留意して、以下のとおり背景調査を行う。この調査において、学校及び教育委員会は亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の心情に十分に配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し調査する。

2 背景調査の流れ

（1）基本調査

自殺または自殺が疑われる死亡事案全件を対象として、学校が調査主体となり、教育委員会の指導・支援のもと、事案発生後数日以内にその時点で収集した事実関係の情報を迅速に整理し、教育長及び区長に報告する。基本調査の実施にあたっては、全国共通の『様式2（基本調査における様式）』を用いて迅速に情報を整理し、遺族への初期説明時には国の『様式1（リーフレット）』を活用するものとする。

（2）詳細調査への移行の判断

基本調査の報告を受けた教育委員会は、詳細調査への移行の判断を行い、その旨を区長に報告する。詳細調査への移行について遺族から要望を聴取する際は、国の『様式3（詳細調査等に係る意向確認書）』を活用し、意向を正確に把握する。移行しない例外として、遺族が詳細調査を固く望まない場合等がある。しかし、詳細調査への移行につ

いては、全ての事案について詳細調査を実施することが望ましいことを基本とする。

(3) 詳細調査

教育委員会が、自殺に至る過程や心理を検証するため、公平・中立の立場で、高い専門性を有する第三者の委員で構成された「重大事態等調査委員会」に諮問する。諮問を受けた「重大事態等調査委員会」は、詳細調査を行うとともに、教育委員会に対し詳細調査の結果を答申する。答申を受けた教育長は、その旨を区長に報告する。

(4) 関係所管への報告

基本調査における様式（様式 2）や詳細調査報告書を文部科学省を通じてこども家庭庁へ提供・共有するものとする

3 背景調査と重大事態調査の関係性

背景調査の指針において「いじめにより重大な損害が生じた疑い」が認められる時点については、以下が考えられるとされている。

① 基本調査を実施する前

② 基本調査の実施後

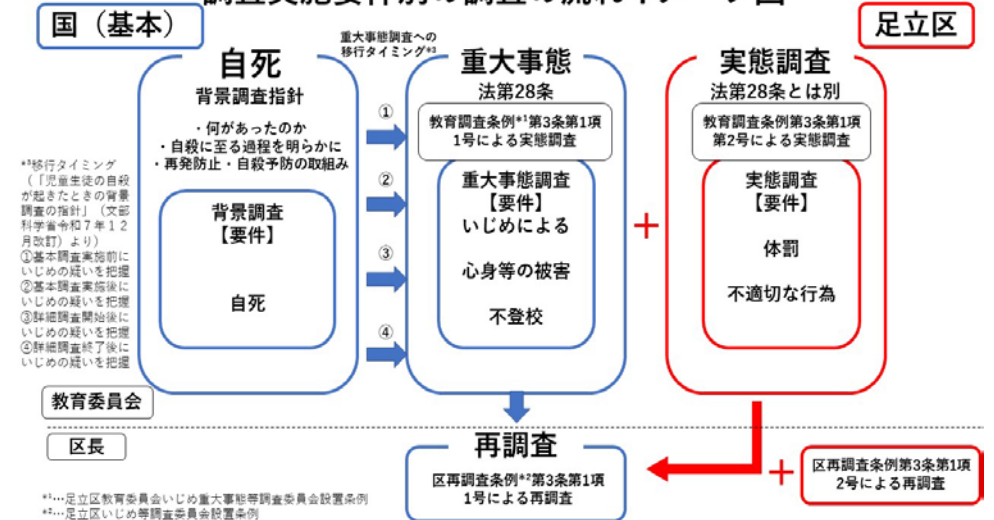
③ 詳細調査開始後

④ 詳細調査終了後

「いじめにより自殺事案が生じた疑い」があると認められる場合は、法第 28 条第 1 項の規定によるいじめ重大事態調査をいじめガイドラインに沿って進めるものとする。

調査実施要件別の調査の流れイメージ図

260508第



【区基本方針に頻出の用語定義】

- ・法・・・「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）
 - ・国の基本方針・・・いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）
 - ・「いじめガイドライン」・・・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月文部科学省）
 - ・背景調査の指針・・・児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和7年12月改訂）
 - ・いじめ・・・法第2条第1項に規定する「いじめ」
 - ・重大事態調査・・・法第28条第1項に基づく学校の設置者又は学校が行う調査
 - ・再調査・・・地方公共団体の長等が、法第29条第2項、第30条第2項、第30条の2、第31条第2項、第32条第2項に基づいて行う調査
 - ・いじめ個票・・・学校いじめ防止対策委員会において組織的・継続的な対応が必要と判断された案件について記録するもの
 - ・いじめ一覧表・・・「法律上のいじめの定義」に該当するものすべてを学校が記録するもの
- ※ その他、上記にない用語の定義については、法及び基本方針で定められたとおりとする。

(新設)

「足立区いじめ防止基本方針に基づく チェックリスト」

以下略

文教委員会報告資料

令和8年8月20日

件 名	竹の塚中学校と瀏江中学校の第1回統合地域協議会の結果等について								
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課								
内 容	統合地域協議会の協議内容やその結果等について、次のとおり報告する。 1 第1回統合地域協議会の結果 (1) 日程 令和8年7月28日（火）午後7時00分～午後8時30分 (2) 会場 瀏江中学校 (3) 委員（統合地域協議会の開催前に教育長から委嘱） 20名（うち1名は当日欠席） ア 開かれた学校づくり協議会やPTA代表 各校8名 イ 学校代表 各校2名（学校長、副校長） ※ 委員は両校の開かれた学校づくり協議会からそれぞれ推薦 (4) 協議内容及び結果 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th><th>協議結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員の選任</td><td>会長1名、会長職務代理1名、副会長2名決定</td></tr> <tr> <td>個別実施計画（案）第2版の検討</td><td>① 次回も委員間で意見を出し合い協議する。 ② 令和11年度に竹の塚中学校と瀏江中学校がそれぞれ開校60周年、70周年を迎えるため、統合等のスケジュールを1年後ろ倒しに変更した計画（案）第3版を次回協議する。</td></tr> <tr> <td>「統合地域協議会ニュース」の発行</td><td>地域や学校関係者に広く周知することを報告</td></tr> </tbody> </table> (5) 委員からの意見 ア 将来の子どもたちのために、委員間で建設的に意見を出し合っていきたい。 イ 両校のカラーが違うため、相容れないのではないかな。 ウ 両校の違いはあるが、話し合って進めていくべきではないかな。 エ 統合によってお互いの伝統が無くなってしまうのではと思う。 オ 小規模校として残る選択肢もあると思う。 カ 両校の雰囲気を選んで入学する生徒はいる。 キ 色々な生徒が混ざって学校を作っていくことが重要。 ク 統合するかしないかは、大人が責任を持って決めていく問題。	内容	協議結果	役員の選任	会長1名、会長職務代理1名、副会長2名決定	個別実施計画（案）第2版の検討	① 次回も委員間で意見を出し合い協議する。 ② 令和11年度に竹の塚中学校と瀏江中学校がそれぞれ開校60周年、70周年を迎えるため、統合等のスケジュールを1年後ろ倒しに変更した計画（案）第3版を次回協議する。	「統合地域協議会ニュース」の発行	地域や学校関係者に広く周知することを報告
内容	協議結果								
役員の選任	会長1名、会長職務代理1名、副会長2名決定								
個別実施計画（案）第2版の検討	① 次回も委員間で意見を出し合い協議する。 ② 令和11年度に竹の塚中学校と瀏江中学校がそれぞれ開校60周年、70周年を迎えるため、統合等のスケジュールを1年後ろ倒しに変更した計画（案）第3版を次回協議する。								
「統合地域協議会ニュース」の発行	地域や学校関係者に広く周知することを報告								

	ケ 両校の関係者が、地域として新しい学校を作っていく、リスタートするくらいの意識で進めていくことが重要。 (6) 傍聴人 21名 内訳（学区域内11人、学区域外10人） 2 個別実施計画（案）第3版（別添資料2,3） 令和8年6月24日（水）に開催した「統合地域協議会の設置に向けた準備会」のご意見を受けて、素案第2版のスケジュールのみ以下のとおり変更した。 (1) 浏江中学校を改築し、統合後の新校舎とする【変更なし】。 (2) 改築期間中は竹の塚中学校を仮校舎として活用する【変更なし】。 (3) 統合の時期は令和11年4月から令和12年4月に変更する。 (4) 新校舎開校は令和15年4月から令和16年4月に変更する。 3 今後の予定 (1) 統合地域協議会の結果をニュースにまとめ、両校の保護者や近隣の町会・自治会、区ホームページ等で広く周知していく。 (2) 令和8年9月7日（月）に第2回統合地域協議会を開催し、計画（案）第3版等を協議していく。
--	--

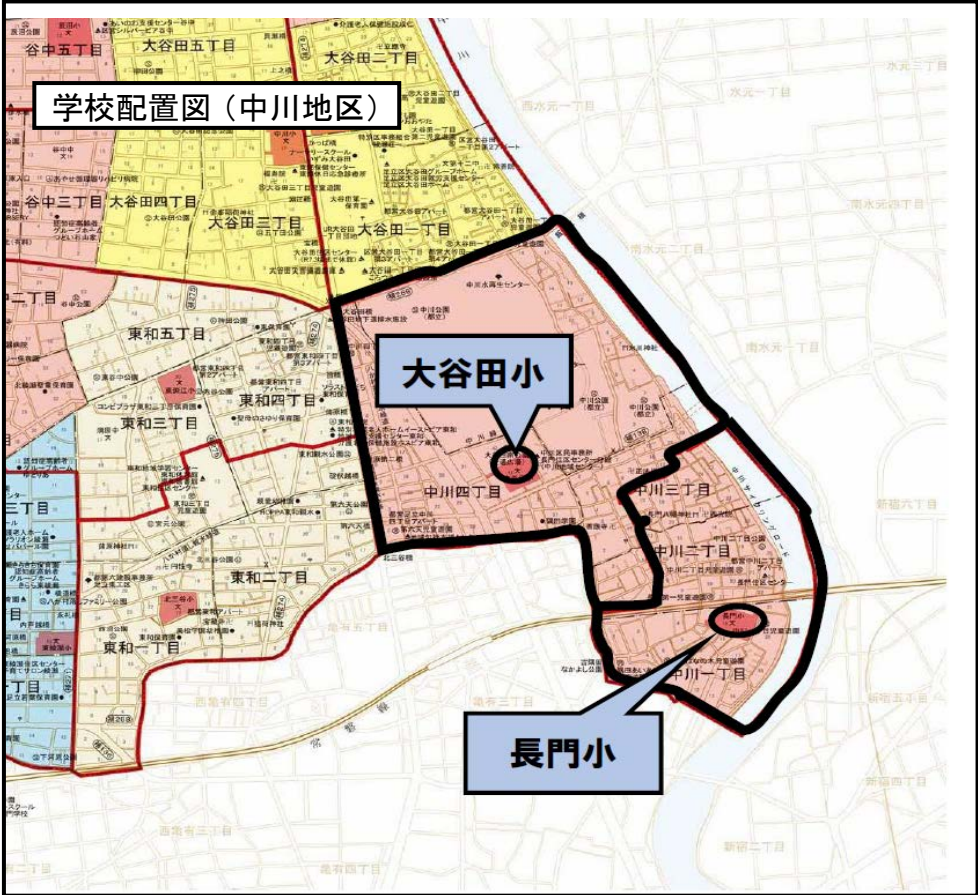
文教委員会報告資料

令和8年8月20日

件名	花畑地区の適正規模・適正配置実施計画案（第2版）の関係者説明の結果について	
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課	
内容	令和8年7月に策定した「花畑地区の適正規模・適正配置実施計画案（第2版）」の関係者説明の結果について報告する。 1 計画（案）の関係者説明の結果 （1）関係者 ア 花畑地区町会・自治会連合会（令和8年7月2日） イ 桜花小学校開かれた学校づくり協議会（令和8年7月3日） （2）主な質疑要旨	
	質問	回答
	小規模校の良さはある。残すべき（地区町会・自治会連合会）。	小規模校には目が行き届きやすい等のメリットが一部あると認識しているが、子どもが切磋琢磨し社会性を身に付けるには、適正な規模がより重要と考えている。
	桑袋地域から花畑西小学校まで通うのは遠く、防犯上心配。バスを出してほしい（開かれた学校づくり協議会）。	通学距離は地域特性や交通事情により個々で異なるため、スクールバスの導入は考えていないが、学童擁護員を配置する等、通学路の安全は十分に確保していく。
	統合に伴って避難所や学童保育はどうなるのか（開かれた学校づくり協議会）。	具体的な検討は統合決定後になるが、引き続き担当所管と情報共有していく。
	中学校の統合後に残る花畑北中学校に、花畑西小学校と桜花小学校の新校舎を作れないか（開かれた学校づくり協議会）。	計画（案）から7年ほど統合が遅れ、その間は小規模状態が続いてしまうが、統合地域協議会で合意が得られれば検討したい。
	（3）その他ご意見 綾瀬小学校の校舎はとても魅力的。花畑地域の統合校も子どもたちが喜ぶ施設にしてほしい（地区町会・自治会連合会）。 2 今後の方針 関係者の理解が得られるよう、引き続き丁寧に説明しながら、統合地域協議会の設置と実施計画の成案化を目指していく。	

文教委員会報告資料

令和8年8月20日

件名	中川地区の適正規模・適正配置実施計画案（第2版）策定について
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課
内容	令和8年3月に策定した「中川地区の適正規模・適正配置実施計画案（第1版）」を踏まえ、統合後の仮校舎や新校の配置等をまとめた同計画（案）第2版について報告する。 1 計画案等 （1）適正規模・適正配置実施計画（案）（第2版）【別添資料4】 （2）資料編【別添資料5】 2 計画（案）概要 （1）統合対象校 長門小学校と大谷田小学校 学校配置図（中川地区） 

(2) 統合後の学校配置等

- ア 大谷田小学校を改築し、統合校の新校舎とする。
- イ 改築期間中は、長門小学校を仮校舎として活用する。

(3) 主なスケジュール (予定)

時期	内容
令和8年8月～	素案(第2版)の議会報告 仮校舎や新校の配置を記載
	関係者説明 ① 中川地区町会・自治会連合会 ② 長門小学校、大谷田小学校 (開かれた学校づくり協議会、保護者等)
令和10年頃	統合地域協議会(※)の設置 統合地域協議会の承認を得て計画成案化
令和14年4月	学校統合(仮校舎で学校運営)
令和18年4月	新校舎開校

※ 統合対象校の「開かれた学校づくり協議会」代表者中心に構成

3 計画(案)第1版の関係者説明結果

(1) 関係者

- ア 中川地区町会・自治会連合会(令和8年3月21日)
- イ 開かれた学校づくり協議会
 - (ア) 長門小学校(令和8年5月29日)
 - (イ) 大谷田小学校(令和8年5月23日)
- ウ 上記対象校の保護者(近隣幼稚園・保育園の保護者含む)

回数	【保護者説明会】日程	会場	参加者数 (うち保護者)
1	令和8年7月6日(月) 午後7時～午後8時	長門小学校 体育館	38人 (20人)
2	令和8年7月9日(木) 午後7時～午後8時	長門住区センター 分館	8人 (4人)
3	令和8年7月11日(土) 午前10時～午前11時	大谷田小学校 体育館	43人 (26人)
4	令和8年7月11日(土) 午後1時30分～ 午後2時30分	長門小学校 体育館	32人 (15人)

(2) 主な質疑要旨

質問	回答
統合は決まりなのか (開かれた学校づくり協議会)。	まだ素案。第2版で新校の配置等を記載し改めてご説明し、「統合地域協議会」で承認されて成案化となる。
長門小学校が無くなって大谷田小学校に新しい校舎が建つと思われるかどうか(保護者説明会)。	どこの敷地に新しい学校が建つかは、まだ決まっていない。具体的に決まり次第、改めてご報告する。
統合により通学距離が延びてしまう。最近暑さも厳しい。スクールバスは導入しないのか(保護者説明会)。	区が示す通学距離はあくまでも目安の距離で個々に異なるため、現時点で導入は考えていない。
統合に伴って、どちらかの学校で入学の受け入れを止めることはあるか(保護者説明会)。	現在のところ、統合に伴う受け入れ停止は考えていない。
大谷田小学校と長門住区センターに学童保育がある。統合に伴い運用はどうなるのか(保護者説明会)。	改築校については、原則校内に学童保育室を整備している。具体的には統合決定後、担当所管を中心に運用等を検討していく。
統合はいつ頃確定するのか。統合を踏まえて、子どもの学校選びを早くしたい(保護者説明会)。	スケジュール案としては、令和10年度に統合地域協議会を設置する予定だが、保護者から早めに統合を確定してほしい旨のご意見があったことは、開かれた学校づくり協議会会長にお伝えする。
跡地には子どもが運動できる、また避難場所としても使える等の活用を考えてほしい(保護者説明会)。	跡地については、地元のご意見を丁寧に伺いながら、子どもや地域住民が喜ぶ活用を考えていきたい。

(3) その他ご意見

- ア 地域の子どもが減ってきていることは理解しているため、統合やむなしという思いもある(開かれた学校づくり協議会)。
- イ 校舎が新しくなるので嬉しい(保護者説明会)。

	4 今後の方針 関係者の理解が得られるよう、引き続き丁寧に説明しながら、統合地域協議会の設置と実施計画の成案化を目指していく。
--	--